

砥 部 町 議 会
平 成 30 年 第 4 回 定 例 会
会 議 録

平成30年第4回砥部町議会定例会（第1日）会議録

招集年月日	平成30年12月6日		
招集場所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成30年12月6日 午前9時30分 議長宣告		
出席議員	1 番 柿本 正 4 番 東 勝一 7 番 森永茂男 10 番 西岡利昌 13 番 井上洋一 16 番 三谷喜好	2 番 佐々木公博 5 番 菊池伸二 8 番 松崎浩司 11 番 政岡洋三郎 14 番 中島博志	3 番 原田公夫 6 番 佐々木隆雄 9 番 大平弘子 12 番 山口元之 15 番 平岡文男
欠席議員	なし		
地方自治法 第121条第1 項の規定に より説明の ため会議に 出席した者 の職氏名	町 長 佐川秀紀 教育長 武智省三 企画財政課長 大江章吾 戸籍税務課長 富岡 修 介護福祉課長 門田伸介 建設課長 白形敏明 生活環境課長 田中克典 会計管理者 門田 巧 学校教育課長 門田敬三	副町長 上田文雄 総務課長 相原清志 地域振興課長 岡田洋志 保険健康課長 松下寛志 子育て支援課長 田邊敏之 農林課長 大内 均 上下水道課長 西松伸一 広田支所長 高橋 桂 社会教育課長 町田忠彦	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 前田正則 庶務係長 楠 耕一		
会議録署名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 6 番 佐々木隆雄 7 番 森永茂男		
傍 聴 者	4人		

平成 30 年第 4 回砥部町議会定例会議事日程 第 1 日

・開 会

・開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

日程第 6 議案第 43 号 平成 29 年度砥部町水道事業会計剰余金の処分について

日程第 7 認定第 1 号 平成 29 年度砥部町一般会計決算認定について

日程第 8 認定第 2 号 平成 29 年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第 9 認定第 3 号 平成 29 年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第 10 認定第 4 号 平成 29 年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について

日程第 11 認定第 5 号 平成 29 年度砥部町とべの館特別会計決算認定について

日程第 12 認定第 6 号 平成 29 年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定について

日程第 13 認定第 7 号 平成 29 年度砥部町農業集落排水特別会計決算認定について

日程第 14 認定第 8 号 平成 29 年度砥部町浄化槽特別会計決算認定について

日程第 15 認定第 9 号 平成 29 年度砥部町公共下水道事業会計決算認定について

日程第 16 認定第 10 号 平成 29 年度砥部町水道事業会計決算認定について

・散 会

平成 30 年第 4 回砥部町議会定例会

平成 30 年 12 月 6 日 (木)

午前 9 時 30 分開会

○議長 (松崎浩司) ただいまから、平成 30 年第 4 回砥部町議会定例会を開会します。町長から招集の挨拶があります。佐川町長。

○町長 (佐川秀紀) 平成 30 年第 4 回定例会の開会にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、年末の何かとお忙しい中、ご出席を賜り、ご提案させていただいております案件につきまして、ご審議を賜りますことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。さて、今年を顧みますと、なんと申しましても、7 月の西日本豪雨でございます。異常気象により、全国各地で自然災害が発生いたしました。愛媛県内において、これほどまでに大きな被害をもたらした災害は近年にはなかったように思います。特に被害の大きかった南予地域には、災害発生当初から本町も職員を派遣し災害復旧にあたりました。先日、愛媛県知事選挙で 3 選をされました中村知事の、素晴らしいリーダーシップにより、チーム愛媛で連携の取れた迅速な対応がなされたと思っております。災害発生から本日で 5 カ月が経過しますが、本格的な復興は始まったばかりです。中村知事におかれましては、早期復興へ向けて、これからも一層卓越した手腕を発揮していただきますとともに、引き続き地場産業の発展と振興にご尽力賜りますことをご期待申し上げます。さて、今定例会では、西日本豪雨での災害復旧関係経費 3 億 3,626 万 2 千円を含む一般会計補正予算案をはじめ、特別会計及び企業会計 6 件の補正予算案、砥部小学校校舎改修工事における専決処分の報告、人事院勧告及び県人事委員会勧告に基づく給与条例の一部改正など、各般にわたる施策につきまして提案をさせていただいております。いずれも、詳細にご説明申し上げますので、慎重審議により、ご議決を賜りますようお願いを申し上げまして、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長 (松崎浩司) これから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長 (松崎浩司) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、6 番佐々木隆雄君、7 番森永茂男君を指名します。

~~~~~

日程第 2 会期の決定

○議長 (松崎浩司) 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る 11 月 27 日開催の議会運営委員会において、本日から 14 日までの 9 日間としております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 異議なしと認めます。

よって会期は、本日から14日までの9日間に決定しました。



日程第3 諸般の報告

○議長（松崎浩司） 日程第3、諸般の報告を行います。まず、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたのでご報告します。次に、監査委員より10月末日の例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。次に、議員派遣の結果についてご報告します。10月18日に高知市で開催されました、第59回四国地区町村議会議長会研修会に、欠席届のあった議員を除く14名の議員を派遣し、ジャーナリストでノンフィクション作家の門田隆将氏並びに、政治評論家の加藤清隆氏の講演を聴講しました。10月19日、文化会館において、砥部町老人クラブ連合会の皆様と議会とまちづくりを語る会を開催し、わたくしをはじめ、佐々木公博君、佐々木隆雄君、森永茂男君、面岡利昌君、政岡洋三郎君、井上洋一君、三谷喜好君、以上の8名を派遣しました。当日は、34名の皆様のご参加をいただき、有意義な意見交換を行うことができました。次に、委員会の委員派遣についてご報告します。総務常任委員会が、10月21日から24日まで、北海道栗山町及びニセコ町においてまちづくり及び議会改革について、厚生文教常任委員会が、10月23日から25日まで、北海道東川町において文化芸術活動の発信拠点施設について及び人口増のための取り組みについて、北海道当麻町において食育、木育、花育、心育について、議会運営委員会が、10月29日から31日まで、長崎県小値賀町において議会改革等について、産業建設常任委員会が、11月12日から15日まで、台湾の新北市立鶯歌高級工商職業学校において、視察研修を行った旨の報告がありました。次に、本日までに受理しました請願は、お手元に配りました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。委員会の審査報告は、12月14日の本会議でお願いします。以上で、諸般の報告を終わります。



日程第4 行政報告

○議長（松崎浩司） 日程第4、行政報告を行います。本件については、主要な事項について報告を求めます。上田副町長。

○副町長（上田文雄） 平成30年9月議会後からの行政報告を行います。お手元の行政報告1ページをご覧ください。総務課、（1）砥部町消防団規律訓練競技大会、9月9日、陶街道ゆとり公園で、消防団員211人が参加し、規律訓練競技大会を行い、規律の保持と迅速かつ的確な行動を競いました。優勝、第4分団、2位、第3分団、3位、第6分団。（2）砥部町総合防災訓練、11月25日、砥部中学校を主会場に、宮内小学校校区の14区の自主防災組織や防災士、消防団など8機関約500人が参加し、南海トラフ巨大地震を想定した砥部町総合防災訓練を実施しました。また、給食センターでは、災害時の停電を想定した炊き出し訓練を初めて実施しました。参加機関は次のとおりでございます。企画財政課、8月27

日から11月19日までの入札執行状況でございます。建設工事が23件、測量・建設コンサルタント1件、委託業務5件、物品購入5件でございます。内訳につきましてはご覧のとおりでございますが、合計、設計金額の総額が4億5,207万8千円、落札総額が3億9,332万6千円、落札率87.0%でございます。地域振興課、(1)11月3日、4日の2日間、恒例の秋の砥部焼まつりを陶街道ゆとり公園で開催しました。69の窯元が参加し、好評の露店方式による砥部焼の対面販売や町産品の販売、伝統芸能、平成30年7月豪雨被災地支援のための砥部焼オークションなどを行い、約5万2千人の人出で賑わいました。2ページをご覧ください。(2)東京アンテナショップ、9月19日から10月3日までの15日間、東京都渋谷区のギャラリーで、砥部町の認知度向上とニーズ調査を目的としてアンテナショップを開催しました。砥部焼をはじめ、町産品の販売を行い、期間中約1,200人にご来場いただきました。オープン前日には、事業所向けの商談会、関係者とのレセプションを開催し、町産品の販路拡大及び情報発信の強化を図りました。介護福祉課、(1)総合福祉センター仮称名称決定、11月2日開催の総合福祉センター仮称名称選考会において、12作品の応募の中から、総合福祉センターはらまちに決定しました。(2)総合福祉センター仮称建設事業の進捗状況は、11月末現在48%でございます。子育て支援課、(1)宮内小学校第2放課後児童クラブ増設工事は、10月15日入札の結果、株式会社洋武建設と契約を締結しました。契約金額、履行期間、工事内容はこちらをご覧ください。(2)麻生保育所造成工事1工区は、平成30年12月3日完了いたしました。(3)麻生保育所造成工事2工区は、11月19日入札の結果、株式会社洋武建設と契約を締結しました。契約金額、履行期間、工事内容はこちらをご覧ください。3ページをご覧ください。(4)赤ちゃんふれあい体験事業、学生期から少子化対策の重要性を考えるとともに、子育てに積極的に参加する機運の醸成を図ることを目的として、町内の学生と乳幼児、保護者とのふれあい体験事業を次のとおり開催しました。開催日は10月10日から11月19日にかけて6日間、場所は松山南高砥部分校、それと砥部中学校の2箇所、参加者につきましてはご覧のとおりでございます。(5)松山圏域連携3市3町婚活イベント、12月1日、とべ動物園で3市3町めぐり愛イベント in とべZOOを開催しました。関係3市3町在住・在勤の独身男女39名が参加し、7組のカップリングが成立しました。建設課、主要工事の進捗状況でございます。社会資本整備総合交付金事業防災・安全、①六反地橋橋梁修繕工事、進捗状況90%、②上南台1号線1号橋橋梁修繕工事、進捗状況70%。町単独事業でございますが、①町道仙波線道路改良工事、進捗状況30%、②町道高尾田麻生線道路改良工事、進捗状況10%、③町道千足大南北川毛線道路改良工事、進捗状況10%、④神の森公園ローラースライダー修繕工事その1、11月21日完成でございます。⑤町営住宅東団地外部補修工事、進捗状況80%、⑥単身者住宅久保団地外部補修工事、進捗状況80%。4ページをご覧ください。生活環境課の主要工事の進捗状況でございます。平成30年度分、①篠谷簡易給水施設改良工事1工区、それから、②の2工区でございますが、どちらも進捗状況5%でございます。上下水道課、(1)主要工事の進捗状況、公共下水道事業関係、平成29年度からの繰越分、面整備でございます。麻生区48工区、10月31日に完成いたしました。平成30年度分、面整備、①高尾田区61工区、進捗状況35%、②高尾田区

62 工区、進捗状況 15%、③高尾田区 57-1 工区、進捗状況 60%、④高尾田区 57-2 工区、進捗状況 15%、⑤高尾田区 58 工区、それから、⑥同じく 59 工区は、どちらも進捗状況 30%でございます。⑦拾町区 40-1 工区、進捗状況 20%でございます。5 ページをご覧ください。水道事業関係、平成 30 年度分でございます。①公共下水道管渠布設に伴う水道管移設工事その 25 高尾田でございますが、進捗状況 95%、公共下水道管渠布設に伴う水道管移設工事その 28 高尾田でございますが、進捗状況 90%、③上水道工事に伴う舗装復旧工事大南、10 月 19 日に完成しました。④総津浄水場改修工事その 1、それから、⑤その 2 でございますが、どちらも進捗状況 10%でございます。⑥総津浄水場改修工事その 3、進捗状況 5%でございます。⑦大南地区天神配水管布設替工事 1-1 工区、進捗状況 5%でございます。社会教育課、(1) 10 月 14 日陶街道ゆとり公園で、スポーツまつり in とべを開催しました。多目的広場とグラウンドゴルフ場では、綱引き、ペタンク、グラウンドゴルフを実施し、体育館では、今年度新たにスポーツ吹矢体験会を実施しました。それぞれの参加状況はご覧のとおりでございます。6 ページをご覧ください。(2) 10 月 25 日、文化会館で町民を対象とした砥部の歴史講座を開催しました。第 1 回は、講師に長井數秋氏を迎え、旧石器・縄文・弥生時代を、11 月 15 日の第 2 回は、岡田敏彦氏を講師を迎え、古墳時代の講座を行いました。また、本日 19 時から長井數秋氏による、飛鳥・奈良・平安時代の講座を予定しております。それぞれの参加数につきましてはご覧のとおりでございます。(3) 石本藤雄展、10 月 27 日から 12 月 16 日まで、愛媛県美術館を本会場に、文化会館ロビーを第 2 会場に、砥部町出身の石本藤雄氏による作品展が開催されております。同時に、砥部焼伝統産業会館でも過去の作品 3 点を展示しております。10 月 28 日には、文化会館で石本藤雄氏を迎えてのトークショーが行われ、10 月 30 日には、松山南高砥部分校でワークショップが開催されました。(4) 11 月 4 日、ひろた交流センターで、広田ふるさとフェスタを開催しました。郷土芸能披露、キャラクターショー、歌手名当てクイズ大会、歌謡ショー等の出し物や、景品付きもちまき、各種バザーを実施し、約 3,600 人の人出で賑わいました。(5) 11 月 4 日、文化会館で、ショパンビレッジフェスティバル in 砥部町を開催しました。ポーランドのピアニスト、マグダレナ・ズックさんによる美しい演奏や、世界で活躍するハープ奏者、古左小基史氏の演奏が行われました。屋外ではワールドキッチンと題し、留学生たちによる国際色豊かな料理の振る舞いで賑わいました。(6) 11 月 9 日、文化会館で、平成 30 年度砥部町青少年健全育成集会を開催しました。砥部交番所長が町内の青少年非行等の現状報告を行いました。また、とべ動物園園長の田村千明氏による、飼育員目線からの動物の子育てと人間の子育てについての講演を行いました。(7) 11 月 11 日、愛媛サイクリングの日に合わせて、町内を自転車で巡る、陶街道まるごとスタンプラリー自転車で GO を開催しました。初級・上級のモデルコースのほか、フリーコースに 35 人が参加しました。以上で、行政報告を終わります。

○議長（松崎浩司） 以上で、行政報告を終わります。



日程第 5 一般質問

○議長（松崎浩司） 日程第5、一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は35分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げ、議長の許可を受けてから発言してください。それでは質問を許します。10番西岡利昌君。

○10番（西岡利昌） それでは、10番西岡利昌でございます。2問質問をいたします。まず第1問、障子山の森林公園化についてをお尋ねいたします。障子山の山頂付近の、県が自然公園に指定している部分を町が購入し、森林公園として、スギやヒノキ、いわゆる針葉樹から、カエデやブナ、クヌギ、いろいろヤマザクラとかあります広葉樹へ植え替えを整備し、名実ともに自然公園として、高齢者や児童が森林浴を楽しみ、また、道後平野や瀬戸内海を一望できるスポットとして、体も心もリフレッシュする場所にしてはと思います。10月に開催した議会とまちづくりを語る会でも、児童が遠足などに行ける様にしてほしいとのご意見をいただきました。自然公園の区域内を森林公園にすることに対して、どの様なお考えか町長にお伺いをいたします。2問、児童のいじめについてをお尋ねします。最近、児童のいじめは様変わりをしています。パソコンや携帯電話を使って誹謗中傷するなど、陰湿な方法でのいじめが問題になっているようです。これは、パソコンや携帯電話の普及により、直接対話する機会が減り、集団で助け合って行動することが苦手な児童が増えていることも、原因の一つではないかと思われれます。本町では今の所ないかも判りませんが、早めの対応が必要と思ひ提案します。各小学校近くの農地を借りて学校農園とし、4年生以上の児童と保護者のほか、老人クラブ、ボランティアなどの皆さんにも協力をしてもらい、サツマイモ、ジャガイモ、その他いろいろな農産物を作って、その作物を使って年1回、災害を想定した炊き出しをし、参加者全員で食事をすれば、訓練といじめ予防に役に立つのではないかと考えますが、教育長のご所見をお伺いいたします。以上、2問よろしくお伺いいたします。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 西岡議員のご質問にお答えします。はじめに、障子山の森林公園化についてのご質問ですが、障子山の整備につきましては、平成28年6月議会の一般質問でもお答えをしましたとおり、障子山林道と山頂との中間付近に、平成33年度の完成予定で、県営林道が整備中であり、完成いたしますと山頂までの距離が縮まりますので、その時点で、登山道の整備や山頂付近で展望ができるような施設につきましては、ここは県立の自然公園になっておりますので、我々が勝手にいろえないというふうなこともございますので、そういうことができるかどうか、県と十分協議をしたいというふうに思っております。次に、児童のいじめについてのご質問は、教育長が答弁をいたします。

○議長（松崎浩司） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 西岡議員のご質問にお答えいたします。児童のいじめについてですが、パソコンや携帯電話を使っての誹謗中傷などのいじめ問題は本町も例外でなく、平成29年度までの過去5年間で5件確認しております。インターネットやスマートフォンは手軽に利用できるツールとして社会に浸透しており、使い方を誤るといじめに発展したり、児童・

生徒に危険を及ぼすことも懸念されるために、学校では警察と連携し、スマートフォンなどの正しい使い方を指導したり、児童・生徒と保護者へリーフレットを配布するなど、情報モラルの教育に取り組んでおります。また、問題が発生した場合の相談窓口として、ハートなんでも相談員、スクールカウンセラー、またスクールソーシャルワーカーを配置し、児童・生徒が相談しやすい環境を整え、改善にむけての支援を行っております。さて、ご提案いただきました、学校農園で収穫した農作物を使っての炊き出し訓練についてですが、町内の小・中学校では、体験活動として、校内にある栽培スペースや、近隣の農地を借用して、農作物の栽培・収穫を行っております。地域の農家から、児童・生徒が直接指導していただきながら苗の植え付け等を行い、収穫では保護者も参加して、共同作業しながら、全員で収穫できた喜びを分かち合うことができます。また、収穫した作物を使って、保護者・地域の方々のご協力を得ながら、料理を作り食事をするという活動を行っている学校もあります。現在のところ、収穫した作物を使っての炊き出し訓練を実施している学校はありませんが、炊き出し訓練となりますと、収穫できる作物にもよりますので、実施が可能かどうか学校と協議して検討したいと考えております。いずれにしましても、体験活動は互いを尊重し、認め合う心や、仲間づくりなどの人間関係の育成に有効な手法であります。今後も、体験活動と道徳教育を連動させ、豊かな心を育む取り組みを実践してまいりたいと考えております。以上で、西岡議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（松崎浩司） 10番西岡利昌君。

○10番（西岡利昌） 今、そういうふうに林道かなんかの建設中であると。そこがいったら、またそこまでついたら、それから考えるというようなこととですね、県のほうに相談して、そういうことが可能かどうかということではありますが、その今現在、周知でありますスギとかヒノキも、ある程度の一定の面積は切ってもいいということなんです。県のほうへお尋ねしたら。そういうふうに広葉樹を植えて、山奥のほうは。そういうことは県のほうでも推進をしておると、そういうことのほうへ切り替えていただきたいということでもありますから、それはもう少し、一步踏み込んでいただいてですね、道路がつくのもいいんですが、それと並行して、そういう交渉をさせていただくのはどうかなと思っておりますが、その点をちょっとお尋ねいたします。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 障子山につきましては、木がたて込んでおるというふうなことで、一度、伐採をさせていただきました。そういったことで、整備を進めておるわけでございますけれども、西岡議員さんご質問のように、障子山をいろいろして展望するというふうなことは素晴らしいことだとは思いますが、まだまだ砥部町におきましても、もっともっといろんな意味でなくてはならない事業がございますので、十分余裕ができれば検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（松崎浩司） 10番西岡利昌君。

○10番（西岡利昌） 優先順位とかいろいろあるとは思いますが、そういうふうに公園・自然・森林浴などをして、そういう場所を造ることはそんなに費用もかからない

んだらうと思うしですね、比較的健康的な人であれば高齢者でも登山をして、そこらへんでリフレッシュするということは健康寿命にも繋がって、大変いろいろと意義が、児童にしたってバスで観光地へ行くんじゃないかってですね、歩いたりしたら心身の鍛錬とか、心の余裕にも繋がってくるんで、まあまあ大事なことはないかと思うんですが。そこらへん、ちょっと町長と考えが違うようなんですが、もう一回お願いします。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 森林浴でありますとか、子ども達が自然に触れるということについては十分、大切なことではないかというふうにも思っておりますし、今、町内にはそういったところが、例えば赤坂泉の周辺でありますとか、衝上断層公園の周辺でありますとか、障子山でありますとか、広田の地域に行きましたら、ありとあらゆるところにいろんなそういったところで、自然に触れて子ども達が遊ぶところがあるんじゃないかというふうに思っておりますので、そういったところで十分、子ども達も遊んでいただいて楽しい生活が送れるんじゃないかというふうなことで、障子山公園を整備してそこでというのは、優先順位の中では低いのではないかというふうに考えております。以上です。

○議長（松崎浩司） 10 番西岡利昌君。

○10 番（西岡利昌） いろいろその人によって考え方は違うと思いますが、障子山は、私は優先順位は高いと思います。あれだけの高い山でですね、道後平野・瀬戸内海が一望できるような場所は、他にはあまりないんじゃないかなど。それと、そういういろいろな森林も整備して付加価値を高めて、よりいろいろな幅のある観光スポットというか、健康に利用する施設になるので、私は決して他にはない素晴らしいものであると思うんですが、そこらへんちょっと、もう一回お願いしたいんですが。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 決して、障子山公園が悪いというわけではございません。素晴らしい、松山平野では、松山から見ても障子山というのはシンボリックな山だというふうに思っておりますが、実際に、その整備した折にどれだけの人が来ていただけるかという問題もあるんですけれども、先ほども言いましたように、その施設を今、整備しなければいけないかということについては、もっともっと他にもすることがあるんじゃないかというふうに思っておるだけでございます。決して、西岡議員さんが質問しておることを否定しておるわけではございません。以上でございます。

○議長（松崎浩司） 10 番西岡利昌君。

○10 番（西岡利昌） それでは、その問題はもう終わりにいたしましてですね、次は、教育長にお尋ねをいたしました。現にそういうことはすでにしておるんだというようなことを言われたかなと思うんですが、それはどこの、中学校がされておるんですか、小学校が、どこがしておるということですか。

○議長（松崎浩司） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 西岡議員さんのご質問にお答えします。先ほどご報告したなかで、5年間で5件という形で報告をさせていただきました。この件数につきましては、小学校・

中学校という内訳はちょっと調査して私も確認しておりませんが、25年から29年までの間で、統計を取っております。パソコンあるいは携帯電話での誹謗中傷というのが、25年度はゼロ、26年度に3件、27年度に1件、29年度が1件という形で統計として出ております。これは、29年度の県の調査のなかで報告した数字であります。現在、今年30年度の状況でありますけども、いじめに関する状況、認知件数というのが53件、11月現在で出とりますが、そのなかで、インターネット・携帯電話に関してのいじめの問題は0件になっております。全体としては、まだそういう情報等で、携帯電話・インターネット等の誹謗中傷のいじめ問題というのが大きく出されておるわけですが、町内の状況としては、現在のそういう数字な状況になっております。以上で、面岡議員さんのご質問にお答えいたします。

○議長（松崎浩司） 10番面岡利昌君。

○10番（面岡利昌） 私は訓練をどこの学校がしたんかというようなことをお尋ねしたんですが。これはあれですけど。これはですね、どういう作物を作って、どういうふうにされるかというのは、それは一部でいいと思うんですよ。じゃがいもを仮に作るでしょ。そしたらカレーライスに入れて、米は災害のときのアフター米かなんかそういう米があるでしょ。それを町から寄付していただいてですね、お米はそれを炊くと。それでそのなかの、カレーのなかの一部へ、そういう作った、学校の生徒が作った野菜を入れて食事をするというような、そういうことを言ったんでございまして、そこらへんを一部のどっかの学校がしよる言われよったけど、そうじゃなしにですね、各学校がやって、もっとこうみんな子ども達が連携するとか、協力をし合うような形には持っていけないでしょうかというご提案をしておるわけでございます。

○議長（松崎浩司） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 面岡議員さんのご質問にお答えします。先ほどちょっと質問と私の勘違いしたところがありまして、申し訳なく思っております。先ほどのご質問ですが、各小中学校の農作物、自然のものを栽培して、保護者あるいは地域の方と一緒に炊き出しをして活動ということでもありますけども、そういう炊き出し訓練という形の活動はしていないわけですが、今後検討していきたいと思っておりますが、例えば、各小学校それぞれやっております、実際的な活動としましては、麻生小学校におきましては、田植え・稲刈り・餅つきと、そういう形で地域の水田を借りて、全校一斉では人数的に多いので5学年の体験学習として、5年になればそういう形の、するという形に取り組んでおります。宮内小学校でありましたら、梅が産地でありますので、ななおれ梅組合の協力をいただいて、梅をもぎに行ってそれを梅干しにしたり、他の果汁の加工品にするような体験をさせていただいております。また、砥部小学校におきましては、ここも米作りもしております。またサツマイモ作り、野菜の栽培を、保護者と地域のボランティアで5年生が取り組んでおる状況です。広田小学校におきましても、田植え・サツマイモ作り、保護者と収穫したものを、餅をついて体験をするというような活動になっております。中学校におきましては、人数的に、お借りして栽培するという形でなくて、校内にお借りした畑がありますので、支援学級の子ども達がその農作物を作って活動しておるというような状況になっております。以上で、面岡議員さんのご質問

にお答えさせていただきます。

○議長（松崎浩司） 10 番面岡利昌君。

○10 番（面岡利昌） 今、教育長から聞いて大体わかりました。どこもそしたら田を借って、米は作っておるということですね。だからそれを利用してですね、いっぺんそういう訓練、なるべくちょっと不自由な状態を作ってですね、なにもかもが揃ったところじゃなしに、災害を想定したような、そういう炊き出しの訓練をしたら、そういう非常事態といいますか、災害のときにも役に立つし、みんなが協力、子どもがするということですね、あんまり孤立して、いじめとかがなくなるんではないかなと、そういう期待をしておるわけです。そんなことで答弁はいりません。以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（松崎浩司） 以上で、面岡利昌君の質問を終わります。9 番大平弘子君。

○9 番（大平弘子） 議席番号9 番、大平弘子です。二つほど質問させていただきます。一つ目は児童虐待への対応についてです。児童虐待は大きく分けて、1、身体的虐待、2、心理的虐待、3、育児放棄、ネグレクトですね。4、性的虐待の4つに分類され、平成29年度の児童相談所への相談件数は、児童虐待防止法が施行される前の平成11年度に比べて7倍以上増加しています。これは、法律の施行により、潜在化していた未来ある子どもたちへの虐待の早期発見・早期対応がスムーズになったことによるものと考えられます。そこで、町として、児童虐待の発生予防、児童虐待発生時の対応、被虐待児童への自立支援について、どのような対応をしているのでしょうか、町長にお伺いいたします。二つ目、子ども・子育て支援について。子ども・子育て支援については、妊娠期・妊婦健診など、出産期・産婦健診など、産後期・乳幼児健診など、育児期・予防接種など、までの切れ目ない支援が必要です。そのため、砥部町においても、1、乳児家庭全戸訪問事業、2、子育て援助活動支援事業、ファミリー・サポート・センター事業のことで、3、地域子育て支援拠点事業、4、利用者支援事業、5、養育支援訪問事業などの各種事業を行っています。そこで、以下の項目について町長にお伺いします。1、各種事業を実施するにあたり保健師・助産師・看護師・ソーシャルワーカーは何名雇用しているのか。砥部町の人口に対してどうかということです。2、各種事業の周知はどのようにしているのか、知らせているのか。3、里親、乳児院、養子縁組が必要な家庭への支援については、どのように取り組んでいるのか、お聞きします。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 大平議員のご質問にお答えします。はじめに、児童虐待への対応についてのご質問ですが、本町における児童虐待への全般的な取り組みとしましては、砥部町要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待を始めとする要保護児童の早期発見や、適切な保護に努めております。まず、一つ目の児童虐待の発生予防についてですが、町では、保健師・保育士の職員が生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況・養育環境の把握をするとともに、養育相談により助言や支援を行う乳児家庭全戸訪問事業を行い、予防に努めております。二つ目の児童虐待発生時の対応についてですが、児童虐待の通報があった際には、通告受理後48時間以内に児童の安全を確認し、状況に応じて

警察や児童相談所、また学校などの関係機関と連携しながら対応をしております。児童の安全確保を第一に考え、必要があれば児童相談所に協力を要請し、一時保護を実施する場合がございます。三つ目の被虐待児童への自立支援についてですが、保護者の病気などの理由で、自宅の養育環境が整わず、児童の安全確保ができない場合については、児童の年齢などに応じて児童養護施設への入所や里親委託、ファミリーホームへの委託などを行っています。今後も児童相談所や警察とも連携し、適切な児童虐待対応に努めてまいります。次に、子ども・子育て支援についてのご質問ですが、各種事業を円滑に実施していくために、現在、保険健康課に8名の保健師と、子育て支援課に2名の保育士を専門職員として雇用しています。また、事業の周知につきましては、妊娠・出生届の提出の際や、乳幼児向けの各種健診時での案内のほか、町広報紙などでも周知をさせていただいております。里親などが必要な家庭への支援につきましては、子育て支援課を町の相談窓口とし、緊急性がある場合や町では対応が困難なケースにおきましては、児童相談所へ送致し、より専門的な支援を行っております。以上で、大平議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（松崎浩司） 9番大平弘子君。

○9番（大平弘子） 今年3月にわずか5歳の女の子が、ごめんなさい、許して。の言葉を遺して虐待で亡くなりました。先月11月21日の愛媛新聞にもこの件は書かれています。29年度までの、実母の虐待の割合は55.2%と一番多く、通報として警察に届け出がありました。110番はみなさん知っていますが、砥部町では、近年、189番の通報は何件ぐらいあったか、通報と分かった内容をお聞きします。

○議長（松崎浩司） 田邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（田邊敏之） 大平議員さんのご質問に回答させていただきます。ただいま大平議員さんの189番につきましては、専用電話のことだと思うんですが、それだけではなくてですね、すべての相談件数についてをご説明したいと思います。29年度の児童相談件数につきましては、乳幼児が5人、小学生が5人、中学生が4人の計14人で行いました。内容につきましては、虐待と思しき案件が、身体的虐待が1件、精神的虐待が1件の2件、そのほか、傷害疾病にかかる養育相談が2件、母子父子家庭にかかる養育相談が5件、不登校が2件、親子関係にかかるものが1件で行いました。通告者の内訳につきましては、南署からが1件、近隣住民が1件、児童相談所からが2件、学校からが3件、市町からが3件、家族親族からが2件という結果で行いました。以上で、大平議員さんのご質問にお答えさせていただきました。

○議長（松崎浩司） 9番大平弘子君。

○9番（大平弘子） 平成27年度7月からですね、189番、これは、いち早くということなんです。そういう意味で189になったんです。その答えが欲しかったんです、私は。いち早く知らせるといことですね。ここにもありますが、ご近所の方でいじめがあっても、やっぱ近所迷惑じゃろうか、嫌われたらいかんのじゃろうかと通報しないんですよ。しかし、通報して、イチハヤクという番号ができたのはそのためにできたんです。近所に嫌われても、どないしても子どもを守ってあげるということで、イチハヤクという番号ができました。30年

度の2月からですね、開始して、音声ガイダンス、オペレーターがついております。その答えが欲しかったんです。いち早く知らせるとい言葉が私は欲しかったんです。この番号を町民に知らせてほしい。それが私は、今回の質問に対しての言葉だったんです。このイチハヤクという言葉はですね、みんなに広報で知らせてあげてください。それとですね、Q-Uの結果、結果と言いますか役に立ったことがあったのか、それをもう一度、教育長お願いいたします。

○議長（松崎浩司） 田邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（田邊敏之） 大平議員さんのご質問にお答えさせていただきます。大平議員さんがおっしゃっておったイチハヤクにつきましては、このチラシだと思います。こちらにつきましては厚生労働省の管轄でございます、私どものほうでは、この189でのですね、相談窓口の対応件数というのは掴んでおりません。ただ、先ほど私が申し上げました、町内での状況につきましては、この番号を使うか使わんかに関わらずですね、ございまして、ちゃんとそれなりの対応はしております。こちらの番号につきましても、先月の広報でですね、児童虐待については周知をさせていただいております。この番号についても周知をさせていただいております。以上で、回答とさせていただきます。

○議長（松崎浩司） 9番大平弘子君。

○9番（大平弘子） このイチハヤクという番号はですね、やっぱ広報にでも載せてみなさんに知ってもらいたいと思いますので、みなさんに知らせてあげてください。いじめ対応についてはそれまでです。次の二つ目、子ども・子育て支援についてにお聞きします。先ほどの町長のお答えで、妊娠期・子育て期、切れ目のない支援が、保健師・助産師・看護師と、ソーシャルワーカーの人たちで支援されていることが分かりました。2ですね、各種事業の周知はどのようにしているのかについてですが、保健師の方が各家庭を回っているということも分かりました。指導者が行き届いていると思われます。3についてですね、これからは、里親の件、乳児院の件、それから養子縁組の件と課題も多く、何年かかるか分かりませんが、砥部町発展のために、弱い子どもたちのために努力して、一つでも完成してほしいと思います。この件について、町長もう一度、砥部町の子ども達のために何からでもしてほしいと思いますが、意見をお聞かせください。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 大平議員さんおっしゃるとおり、子どもは地域の宝だというふうにも思っておりますし、砥部町の子ども達が健やかに成長するための事業につきましては、私は一生懸命力を入れていきたいと思っておりますし、少子高齢化のなかで、これからの子ども達が、いかに健康で生き生きと生活していくかということは、本当に大切なことだというふうに思っておりますし、そのなかで、今、子育てをするなかでお母さん達が、結構精神的にも辛い思いをしながら生活をしておるといふようなこともたくさんあります。そういったことが、ひいては児童虐待に繋がったりもするということも十分認識をしておりますし、そういった環境を、砥部町全体でつくるというのは、本当に大切なことだというふうにも思っておりますので、これからも砥部町の子ども達が健やかに成長するために、物心両面でしっか

りとサポートをしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（松崎浩司） 9番大平弘子君。

○9番（大平弘子） これからの町長のお力に期待いたしておりますので、どうかよろしくお願いたします。これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松崎浩司） 以上で、大平弘子君の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は午前10時45分の予定です。

午前10時28分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（松崎浩司） 再開します。一般質問を続けます。5番菊池伸二君。

○5番（菊池伸二） 5番菊池伸二でございます。議長の許可を得ましたので、二つの質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。質問事項1、小児がんの早期発見についてでございます。我が国では、小児の病気による死亡原因の第一位はがんとなっているようでございます。特に小児がんの患者と家族は、発育や教育への対応など、成人のがん患者とは異なる課題を抱えておるようでございます。年間2,000人から2,500人の子どもが小児がんと診断されていますが、小児がんを扱う医療施設は全国に200程度で、多くの医療機関では小児がんに対する医療経験が乏しく、小児がん患者は発見の遅れなどで適切な医療を受けられないことが懸念されております。国では、平成25年に全国15カ所に小児がん拠点病院を指定し、例えば、北海道大学病院では質の高い医療の提供と相談体制の充実を図っておるようでございます。小児がんの中には網膜芽細胞腫という眼のがんがあります。出生児1.5万人から1.6万人に1人の割合で発症し、そのほとんどが5歳までに診断されており、腫瘍が眼球内にとどまっている場合、眼球を摘出しないで可能な限り残す方針で治療することが多く、そのためにも早期発見が重要と言われており、いかに小児がんに対する事前の啓発が大事かを考えさせられます。そこで、町長に質問ですが、網膜芽細胞腫を含む小児がんの早期発見のための町の取り組みについてお伺いいたします。質問事項2、高齢難聴者、聴覚障がい者への対応についてでございます。加齢による聴覚の低下は、誰にでも起こりうる自然の現象だと思います。高齢者だけではなく、聴覚に障がいのある方々への対応は行政サービスとして考えていくべき課題だと思います。そこで、町長にお伺いいたします。1、身体障害者手帳保持者の内、聴覚に障がいのある方は等級ごとに何人いらっしゃいますか。②、高齢難聴者、聴覚障がい者に対して窓口ではどのように対応していますか。以上2点、よろしくお願いたします。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 菊池議員のご質問にお答えします。はじめに、小児がんの早期発見についてのご質問ですが、小児がんの特化した早期発見のための取り組みは、現在は行ってお

りません。しかし、疾病の早期発見や健康な発育発達を促すことを目的に、7カ月・1歳6カ月・3歳6カ月の各時期に、小児科医師等の診察を含む集団健診を行っております。また、生後3から6カ月と9から11カ月の間に各1回、県内の医療機関で個別健診が受けられる受診券を交付し、乳幼児期に複数回の健診が受けられる体制を整えており、がんを含む疾患の早期発見に努めております。今後は、健診後の精密検査の受診率向上にも努めてまいります。次に、高齢難聴者、聴覚障がい者への対応についてのご質問ですが、身体障害者手帳保持者847人の内、聴覚に障がいのある方の等級別の人数は1級が6人、2級が19人、3級が2人、4級が8人、5級が0、6級が17人の計52人です。窓口対応につきましては、聴覚に障がいのある方には、声に出して話せても相手の声は聞こえていない方や、ゆっくりはっきり話せば唇の動きなどにより理解できる方もいらっしゃいます。単に大きな声で話すだけではなく、必要に応じて筆談を交えるなど、状況に応じて、親切丁寧な窓口対応に努めております。また、聴覚障がい者支援として、補聴器などの補助具の購入費支給や手話通訳者、要約筆記者の派遣事業、手話奉仕員の養成講座の開催なども行っております。以上で、菊池議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（松崎浩司） 5番菊池伸二君。

○5番（菊池伸二） 町長ありがとうございます。子どもについては、細かくいろいろと健診もされているということで安心はしていますが、例えば、砥部町での小児がんの患者数というのは、今現在、把握はされているのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（松崎浩司） 松下保険健康課長。

○保険健康課長（松下寛志） 菊池議員さんのご質問にお答えをいたします。30年の3月31日時点で、小児がん該当する方は3名でございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（松崎浩司） 5番菊池伸二君。

○5番（菊池伸二） ありがとうございます。3名ということでいらっしゃるんですけども、当然、守秘義務があると思いますので、どういうがんとかいうのは、例えば、この場では難しいと思うんですけども、町としてはその3名の方に対してはどのようなケースワーカーというか、どのようにされているんですか。課長お願いします。

○議長（松崎浩司） 松下保険健康課長。

○保険健康課長（松下寛志） 菊池議員さんのご質問にお答えをいたします。この3名の方に、個別に特別な支援ということはしておりませんが、ご存知のとおり、子どもの方の医療費については全額助成をしておりますので、そういう点で支援を行っております。

○議長（松崎浩司） 5番菊池伸二君。

○5番（菊池伸二） ありがとうございます。そういう支援が完全に行き届いているということで、これ安心というのはちょっと変なことなんですけれども、家族さんとしたら、例えば、医療費については安心されてるんじゃないかと思います。また、調べてみましたところ、小児がんを扱う病院は、愛媛県でも少ないか、難しいと言われているんですけども、課長、大体砥部町のほうでは、小児がん、愛媛県でもいいんですけども、どちらの病院にかかっている、病院ですか、国立がんセンターとか、愛大病院があると思うんですけども。小児

がんについてはどこを診療されているのか、よろしく申し上げます。

○議長（松崎浩司） 松下保険健康課長。

○保険健康課長（松下寛志） 菊池議員さんのご質問にお答えをいたします。先ほど、答弁申し上げました3名の方が、どこの病院に実際にかかっているかは分かりませんが、この小児がんへの対応については、中四国ブロックは、小児がんの拠点病院が広島大学病院になっております。その連携病院として、愛媛大学附属病院、県立中央病院、松山赤十字病院が連携病院ということで、この小児がんに対応する病院の体制というのは、こういう形で整っておりますので、専門的にはここを受診しておるとおられます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（松崎浩司） 5番菊池伸二君。

○5番（菊池伸二） ありがとうございます。近隣、愛大、例えば、県立中央病院ということで、近くにあるということで安心じゃないかと思っております。そういうことで小児がんについては質問を終わります。それとあと、高齢者とか、また障がい者、難聴者についてですけれども、今、砥部では、例えば、難聴の方が来られた場合に、手話をされてる職員さんというのは配置はされてるんでしょうか。各課でもいいですし、福祉課でもいいんですけども、そういう人が配置をされてるかどうか質問いたします。お願いします。

○議長（松崎浩司） 門田介護福祉課長。

○介護福祉課長（門田伸介） ただいまの菊池議員さんのご質問でございます。職員で、手話で対応しているかどうかというところでございますが、聴覚障がいの方の窓口は、私共、介護福祉課になるんですけども、来られたときにはですね、一応手話で対応できる職員というのはおりません。それで、職員のなかで何人かは手話教室っていうところで習得を心がけておるんですけども、窓口で対応できるほどの技量はまだないのが現状でございます。聴覚障がいの方については、今の段階では筆談で対応をさせていただいております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（松崎浩司） 5番菊池伸二君。

○5番（菊池伸二） ありがとうございます。手話の勉強をされとるということで、今後、各課には、福祉課だけじゃないと思いますので、来られる方は税、それとか窓口、例えば、住民票とか来られる方も多いいと思いますので、窓口にはやはりある程度、一人ぐらいはできる方が配置できればいいかなと希望しております。砥部町としても、またあと、補聴器も支援されてるということなんで、私としても安心じゃないかと、あとは手話の方を是非とも教育させていただいて、各課に設置と配置をしていただきたいと思います。これで質問を終わりますので、またよろしく願いいたします。以上です。

○議長（松崎浩司） 以上で、菊池伸二君の質問を終わります。1番柿本正君。

○1番（柿本正） 1番柿本正でございます。2年3カ月ぶりに登壇させていただきました。立場は変わりましたが、やはり緊張いたします。身の引き締まる思いでございます。さて、砥部町版地方創生対策についてお尋ねします。少子高齢化、人口減少に苦しむ地方自治体の活性化対策として、第二次安倍内閣が様々な地方創生対策交付金を提示しております。

全国一律ではなく、地域ごとの資源や特性を活かし、魅力ある砥部町づくりが必要と考え、2問質問いたします。まず1問目、通谷池一周歩道の整備についてご質問させていただきます。現在、えひめこどもの城は開園20年を迎え、施設や遊具の老朽化が進行しており、魅力向上を図るため、県ではえひめこどもの城魅力向上検討委員会を設置し、新たなプロジェクトの検討を行っております。えひめこどもの城側の通谷池外周には通路がなく、水辺に触れる場所はボート乗り場周辺のみで、通路や階段が木製のため腐食が進行しています。具体的には、池の外周の水辺近くに遊歩道やテラス、休憩所を設置し、沿線に桜やもみじを植林すれば、子ども達が水に触れ癒される水辺空間が創出され、さらなる魅力ある施設に変貌すると思います。一方、通谷池は全国のため池100選に選定されており、春は桜、秋はもみじが紅葉し、多くの町民が通谷池西側の町道を散策しております。そこで、並行してえひめこどもの城敷地の南北に、人が出入り可能な回転式ゲートを設置することにより、一般住民も周回することが可能となり、通谷池がさらなる魅力ある町民憩いのスペースとして、併せて、散歩者増加による健康寿命向上の一助にもなると考えます。なお、ゲートの開閉時間を開園時間に合わせることで、管理上の問題も解決します。以上、砥部町が負担しなければならない部分もありますが、地方創生対策交付金等を活用するなどし、また、えひめこどもの城魅力向上検討委員会の検討事項にも施設改修計画に関することが明記されていますので、同委員会にも提案していただき、通谷池一周歩道を整備するお考えはないでしょうか、町長にお伺いいたします。2問目、道の駅整備の市場動向調査についてご質問させていただきます。砥部町には、点在しています県の総合運動公園やとべ動物園、各観光施設等の利用者や入り込み客数も、年間延べ190万人を超えています。しかしながら、来町頂いた方々の一部しか、施設等の重複利用がないのではないのでしょうか。言い換えれば、魅力ある施設が少なく、各施設利用後は素通りされているのではないかと感じております。そこで、来町頂いた皆さんの需要を満たすような、魅力ある施設が必要ではないかと考えます。例えば、道の駅です。道の駅は、皆様方ご承知のとおり主に自治体が設置し、国土交通省が登録する休息施設で、近年、人口減少や高齢化といった社会情勢の変化を踏まえ、産業振興や福祉・防災機能の強化等の地方創生の拠点となることが期待されております。施設ができれば、町内に新たな雇用を生み、砥部町まち・ひと・しごと創生総合戦略の実現にもつながると考えます。そこで、市場動向調査から取り掛かれないものでしょうか。企業が新たに進出する場合、競合他社の位置や規模、商店街等への影響を調査し、出店の判断をしていると考えておりますので、実現可能性の有無をご検証頂くお考えはないでしょうか、町長のお考えをお伺いします。以上2問、よろしくお伺いいたします。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 柿本議員のご質問にお答えします。はじめに、通谷池一周歩道の整備についてのご質問ですが、ご承知のとおり、えひめこどもの城魅力向上検討委員会へは副町長が委員として参画しており、8月2日には第一回の委員会が開催され、老朽化した遊具の見直しや認知度アップ、来園者増加につながる取り組みなど、ハード・ソフト両面から議論をされているところです。柿本議員ご提案の、県有地側の遊歩道や休憩所等の設置や、周回

が可能なゲートの設置などにつきましては、今後、当委員会におきまして、しっかりと提言をしてまいりたいと考えております。次に、道の駅の整備の市場動向調査についてのご質問ですが、平成28年度地方創生加速化交付金を活用し、広田地域において、とべノミクスによる賑わい創出事業を実施しました。その中で、道の駅ひろた周辺の峡の館、交流ふるさと研修の宿、農村工芸体験館、こぶしの家から成る、砥部町道の駅エリアの魅力を向上させ、来客数を増加させる取り組みを実施しております。町内にもう一箇所の道の駅を整備をすれば、広田地域への集客が鈍ることも予想されます。そのため、今ある砥部町の道の駅エリアを活性化させることが重要ではないかと考えておりますので、新たな道の駅を設置するための市場動向調査を実施する考えは今のところございませんが、今後の検討課題とさせていただきます。以上で、柿本議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（松崎浩司） 1番柿本正君。

○1番（柿本正） 通谷池の件でございますが、先週、通谷池の町道側沿線の紅葉したもみじを私も見に行きました。10分ほど歩いただけですけれども、10人とすれ違ひまして、大変多くの方が散策していることについて驚きをいたしました。また、私は、この質問をする前提に、こどもの城側の水辺付近の地形や勾配を確認をいたしました。ボート乗り場から南の創作工房までの約300メートルは、木造づくりの遊歩道がありますが、腐食が進み、苔等が附着し滑りやすくなっているため、現在通行止めとなっております。この区間は通谷池の水辺から10メートル前後山側に設置されておりますので、水辺近くに遊歩道として、県が機能回復する区間と考えてよいと思います。実質未施工区間は、創作工房から南の冒険ステーションまでの約500メートルで、通谷池に一番突き出ている半島の外周部分でございます。この区間は、土木用語で言いますかたぎり工法により、土砂の掘削、搬出のみで施工は可能ではないかと思っております。県におきましても、費用対効果の検証がなされるものと思っておりますので、安価な工事費で実現できることも併せて進言していただきたいと思っておりますが、再度、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（松崎浩司） 上田副町長。

○副町長（上田文雄） 柿本議員さんのご質問にお答えします。私のほうから検討委員会に出席しておりますので、答えさせていただいたらと思います。12月間もなくですが、二回目の会合がございますので、また詳しくお聞きさせていただきます。しっかりと提言をさせていただいたらと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（松崎浩司） 1番柿本正君。

○1番（柿本正） 通谷池一周歩道につきましては、引き続きよろしくお願ひをいたします。道の駅の整備の市場動向調査についてでございますが、県内には28箇所の道の駅があります。いよぎん地域経済研究センターが、2年前に、愛媛の道の駅の現状と、今後の方向性というアンケート調査結果を公表しております。それによりますと、4年前の実績ではございますが、年間利用者総数は803万人、売上が77億円余り、従事者数は659人で、地元雇用率が6割を超えており、地域経済に貢献しております。また、地元雇用や地元商品、地元食材を扱っており、県内への経済波及効果も68億5千万円と推計しています。特に注目した項目は採

算面でございます。やや赤字が7%、赤字が21%となっています。この赤字要因は、もともと道の駅が中山間地域に多く立地しておりまして、高速道路の延伸で利用者・売上が減少しているところもあると分析しております。また提言では、人口の多い松山市をはじめ、地元以外の利用者を増やし売上を伸ばすことや、地元採用者を増やし商品の地元調達率を高めること、また、遍路客や近年増えつつあるサイクリング客を意識した施設整備や情報提供も、経済波及効果を高める点で重要としております。以上のことから、砥部町は大消費地松山市に隣接しておりまして、カウントされた延べ約190万人とは別に、多くの方に来場していただいておりますので、市場動向調査を行い、その結果、この市場動向調査といたしますのは、住民アンケートでありますとか、ただいま答弁がありましたように、峡の館への影響がどういふふうになるのかといった市場動向調査を行いまして、その結果、採算ベースに乗るといふことであれば、直営にこだわらず、民間企業も興味を示すものと思います。砥部町まち・ひと・しごと創成総合戦略には3つの目標がございます。住み続けたいアートタウン、選ばれるベッドタウン、子育て世代のモデルタウンです。この目標を達成するためには、やはり、内外に将来実現可能な夢を発信し続けなければ目標が達成されないと思いますが、再度、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまの柿本議員の再質問でございますけれども、道の駅というのはご存知のように、国土交通省が道路を利用する方のトイレというふうなことで整備をしております、それを各自治体がいろんな意味で利用させていただいて、各自治体が、そういった販売目的のものを作るというのが全国であろうかと思っております。そういうことでございまして、今現在、広田に一箇所、379号線の広田に一箇所、33号線に久万にできておりますから、これが砥部町で、道の駅という国土交通省が取り上げての休憩所というのは、まだそれがどうなるかっていうことについては、答えられないということでございます、今、道の駅で、例えば愛媛県にあります周ちゃん広場でありますとか、今治の広場でありますとか、そういったところはスーパー化しております、そこへ行けばなんでも揃うというふうな形で人を集めておるといふふうなことが、例えば、民間の企業との関係もございまして、それが経済のうんぬんということについては、いろんな意味で疑問はあろうかというふうにも考えます。そういったことで、十分検討をさせていただかなければならないというふうなことでございますので、先ほどの答弁のとおりでよろしく願いいたします。

○議長（松崎浩司） 1番柿本正君。

○1番（柿本正） ここに11月9日付けの愛媛新聞の切り抜きがございます。中村知事の選挙公約の記事でございます。少子高齢化、人口減少対策の財源については、国に求めるだけでなく、県としても官民共同ファンドの創設を模索するなどの対策を検討するとしております。ここでは官民共同ファンドのことには触れませんが、この官民共同ファンドというのはまだまだ国レベルの事業でありますけれども、今回、市場動向調査を行い採算ベースに乗るといふ検証結果が出ればですね、官がするにせよ、民間がするにせよ、あるいは官民共同出資にせよ、資金調達の選択肢が拡大してくるわけでございますので、33号線沿線

で新たな需要があるのかないのか調査する。やはり、5年後とか10年後に思いついたのではありませんね、やはりあとから当年度振り返ってみて、失われた5年とか10年と揶揄される可能性もありますので、再度、町長さんのお伺いいたします。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） そのことについては十分検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（松崎浩司） 1番柿本正君。

○1番（柿本正） やはり砥部町版地方創生対策につきましては、3つの目標にもありますように、やはり住み続けたいとかですね、選ばれるとか、モデルタウンとか、近隣市町と同じことをしていたのでは達成できないと思います。今後、この件につきましてもですね、やはり攻めの姿勢で取り組んでいただきますようお願いを申し上げまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松崎浩司） 以上で、柿本正君の質問を終わります。6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 6番佐々木隆雄でございます。今回は、4点質問を準備いたしました。まず第1点目は、民有地との境界を明確にできないのかというふうなことでございます。町が管理している生活道路、これは町道だけではなくって、町が管理しているという生活道路というのがたくさんあるようなんですが、その道路の公共下水道の工事中に、町の側としてここが民有地であるという認識、あるいは情報がないまま工事に取り掛かっておりました。そのために、私の土地勝手に入るんじゃないよというふうなことからトラブルが発生いたしました。町有地か民有地かがわからないというふうなことは今後もありうると思われまます。この境界を明確にする方法はないんでしょうか。これをまず町長にお尋ねいたします。2点目は、町職員が業務上休日出勤をすることがありますが、その際の対応は代休の取得、もしくは休日勤務手当の支給になると思われまます。平成29年度の実態がどのようなものだったのかをお聞きいたします。それからまた、代休の取得か休日勤務手当のどちらが望ましいと町長はお考えなんでしょうか。3点目は、関連するんですけども、小中学校の教職員の勤務実態についてお尋ねをいたします。国が2016年に、対象は小中学校ということになっておりますが、教員勤務実態調査というのを実施いたしました。その調査によれば、教員は月曜から金曜まで毎日、平均で12時間近く、休みのはずの土曜や日曜も働いているという結果が発表されております。教職員の長時間労働が社会問題となり、政府のほうも教員の長時間勤務の早急な是正を掲げております。砥部町の小中学校の教職員の勤務実態がどのようなになっているんでしょうか。そしてまた、この長時間勤務の背景にはどのようなことがあるとお考えでしょうか。これは教育長にお伺いいたします。4点目に入ります。図書館での書籍の写真撮影についてのお尋ねです。砥部町の図書館では書籍の写真撮影ができないけれども、県立図書館では手続きを踏めばできる。しかし、砥部町の図書館ではそれができないので、是非、認めてほしいというふうな相談を受けました。館内において、カメラや携帯電話で書籍の写真撮影ができないものかどうか。これについても教育長にお尋ねいたします。以上4点でございます。

○議長（松崎浩司） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木議員のご質問にお答えします。はじめに、民有地との境界を明確にできないかというご質問ですが、公共下水道整備の管渠工事にあたっては、工事を開始する前に必ず、近隣居住者に工事の説明をし、ご理解をいただいた上で施工をしております。しかしながら、道路後退におきましては、民地と道路が分筆されていない場合は、境界位置を確認することが困難なのが現状であります。今後は、所有者に工事説明をする際に、道路後退部分の有無につきまして事前確認を行い、慎重に取り組んでまいりたいと考えております。次に、町職員の休日出勤への対応についてのご質問ですが、祝日や年末年始の休日については、代休の制度が設けられており、土曜日及び日曜日の休日出勤については、週休日の振替が原則となっております。平成29年度においても同様に対応しておりますが、休日にイベントが多い部署や、西日本豪雨のような災害時におきましては、一部休日勤務手当による対応もごさいます。労働時間の短縮という週休二日制の趣旨や、職員の休日数の確保及び健康・福祉への配慮という観点から、代休及び振替による対応が望ましいと考えております。次に、小中学校教職員の勤務実態について、図書館での書籍の写真撮影については、教育長が答弁をいたします。

○議長（松崎浩司） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 佐々木議員のご質問にお答えいたします。まず、小中学校教職員の勤務実態についてのご質問ですが、本町の小中学校については、平成29年度に麻生小学校、宮内小学校、砥部中学校を対象にご指摘の教員勤務実態調査を実施しており、学内勤務時間の平均は、小学校が11時間25分、中学校が11時間49分で、全国平均より若干長い勤務時間となっております。長時間勤務の背景については、町として詳細分析は行っておりませんが、全国調査と同様、児童等に要する時間の増加、教職員定数の減少に伴う公務文書の割り当て数の増加とともに、保護者や地域への対応、行政からの調査業務の増加、加えて中学校においては部活動指導が主な要因と考えます。教育委員会では、これまでに学校生活支援員の柔軟な配置、部活動方針の策定などに取り組んでいますが、引き続き教職員の増員・要望等により教職員の確保に努めるとともに、外部人材の積極的登用、公務支援システム導入の検討を進めてまいりたいと考えております。次に、図書館での書籍の写真撮影についてのご質問ですが、現在、写真撮影を許可していない理由といたしましては、他の利用者の迷惑にならないよう、静かな読書環境を保ちたいということからです。県立図書館では、申込書を提出し図書館の承認を得たのち、他の利用者に迷惑にならないよう図書館が指定する場所で、職員の指示に従って撮影を認めているようです。今後、利用者の利便性を図るためにも他の利用者の迷惑にならないような方法で、撮影ができることを検討したいと考えております。今後も、図書館を利用される皆様に、快適にご利用いただける施設環境を保ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。以上で、佐々木議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（松崎浩司） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） まず第1点目のところは、たまたま私、家にいましてですね、町民

の方から電話があって現場へ来いと言われて行きまして、そこでいろいろ話を聞いて、そのトラブル自身はですね、一応解決はできたんだとは思いますが、町長も答弁されましたようにですね、もともと昔の道がこうだったというのがなかなか資料としてないというのが、どうも今回も大きな理由だったような気がいたします。少し話が飛びますが、昨日も町内の男性が自分の私有地を通行できないようにしたというふうなことで、警察に捕まりましたというふうな報道もあったようなんですけども、どうしても私有地の扱いがですね、特に公共的な生活道路なんかになってくると、後になってああだったこうだったということになっても、これはトラブルにしかならないというふうなことになると思いますので、明確にする方法が難しいというふうなことなんですけども、今回も確かに該当する地域もですね、住民の方にも説明もしたというふうにもお聞きしましたんですが、たまたまその土地の所有者と実際に私の所に電話かけてきた方は、その所有者のお兄さんというふうなことで、妹はそんなこと知らなかったんだというふうな言い方もされてたんですけども、今後もトラブルというのはいりうると思いますんで、非常に丁寧な対応はしていただいているというふうには思いますが、漏れのないようにしていただきたいというふうに思います。二つ目のところでは、町長が代休の取得が望ましいというふうにお答えになりましたが、私も基本的にはそうだと思います。ただ、去年の場合ですね、国体もあったということもあって、実際に休日出勤された方が多いかと思えます。決算の特別委員会的时候にも、概略でいいんですけども年休の取得はどうなっていますかというふうに総務課長にお尋ねしましたら、約10日ぐらいですと。例年に比べると国体の関係もあって1日ぐらいは減っていると思いますというふうな返事ではありました。ですから、そういう一定の仕方ない部分はあるかと思えますけども、極力職員のみなさんには、町長も答えられましたように福祉や健康の面でも大事な体ですので、極力代休が取得できるような、これはそれぞれここにおいでる課長さんに特にお願いしたいと思えますし、課長さん自らほとんど出られて、休みも取れないというふうな実態でもあるということもお聞きしております。そこを何とか工夫してですね、極力代休が取れるようにしていただきたいと思いますというふうに思います。3番目の教職員の勤務実態のところでは、ほぼ全国並み、ないしは少し多いというふうな答弁でございました。増えてる背景についても教育長のほうから答弁いただいたので、私は一つ抜けてることがあるかなというふうに答弁を聞いて感じたんで、少しこれはお聞きしたいと思います。先生はいわゆる残業手当というのがありませんね。国のほうから調整金というふうな名目でしたですかね。教職調整額、給与の4%上乘せというふうなのが一律に支給するぞというふうなことになってるようなんですけども、実態からすると、この4%と、この11、2時間の超過勤務との金額の差というのは難しいかもしれませんが、どれぐらいにのもんになるんでしょうか。

○議長（松崎浩司） 門田学校教育課長。

○学校教育課長（門田敬三） 佐々木議員の追加質問にお答えをいたします。まず、調整手当の4%の金額につきましては、給料を30万円程度と想定した場合に約1万2千円の手当になろうかと思えます。超過勤務で申し上げますと11時間の勤務をしておりますので、大体概ね4時間程度時間外をしていると想定しまして、単価を2千円で計算しますと8千円で、月

で計算しますと15万円相当になるかと思いますが。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（松崎浩司） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） やはりかなりお金だけではないですが、先生方苦勞されているなどというふうな実態だろうと思います。教育長の答弁のなかにもありましたが、できる限り教職員の数は増やしたいというふうなことも言われました。今、いわゆる非正規で教壇に立たれている先生の比率は、おおざっぱにどれぐらいになるのでしょうか。

○議長（松崎浩司） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 佐々木議員の再質問にお答えいたします。非正規という形で、言葉は講師という形で学校の場合は対応しております。講師の場合は学校に産休の職員がおる場合に講師を充てると。講師も免許証持っておりますので当然授業もできますので、産休代員としての講師、それから加配教員という形の講師がおります。この加配につきましては、その学校が研究指定校になったり、あるいは人員的に学級数に比べてなかなか難しい定数で、難儀をするならというところあたりは、県教委が配慮していただきまして加配を1名とか。そう2名も3名も加配はいただけませんが、1名という形で、それが講師という形でおります。定員数につきましては、学級数によって人数が決まっておりますので、小学校でありますと1年から6年までが1学級であれば、6人の教員がおれば授業は対応できると。それに教頭・校長が配置されて、養護教諭が配置という形が定期の定数であります。学級が、1年生が2学級、3学級になりますとその学級数によって1名増えたり、定数であったりするような状況で、1名2名の差は各学校によって出てまいります。労働といいますか、職務改善という形で国や県のほうも29年・30年から、先生方の事務処理とかあるいは印刷とかテストの補助とかいう形で、スクールサポートという形で制度を作っていただいておりますので、そういうあたりを活用して教員の職務が少しでも軽減されるような対応に取り組んでいるところであります。以上で、佐々木議員さんの質問に対する答弁といたします。

○議長（松崎浩司） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 私が手にした文書の中には、今、小中学校では約6人に1人が非正規だというふうなことになるようでございます。いずれにしても、先生方の労働条件があまりよくなって、一部では先生もブラックだっていうふうな言われ方をされてるようなところもあるようです。やはり国のほうで、早急な見直しが必要ということで、たびたび今までの教育長の答弁にもありましたが、手を尽くさねばならないということがあろうかと思いますが、やっぱり先生も、労働者であるとともに教育の専門家です。教育に臨時ということはありませんので、常に一人一人が人間としてしっかりと育てていくようにしていただきたいと思いますので、これからも教育長はじめ、関係者の皆様のご尽力に期待をしたいと思います。4点目のところで、この相談を受けた方から、他の利用者の方に、やはり迷惑にならない配慮が必要なんですというふうなことは、これはごもっともだと思います。ただ片方ですね、この方が窓口に行って話したときに、著作権の問題だとか、それからよそはよそ、うちはうちなんですというふうな、割と詳しく内容ないまま、つけんどんな対応をされたというふうなことも言われました。著作権の問題については町の見てみましたら、簡

単に書いておりました。図書館での規定では、著作権法第 31 条を遵守するというふうな文書だけあります。それがどういうことなのか、その方に具体的に説明されたかどうかはわかりませんが、著作権については先ほどの答弁にはなかったんですが、図書館のほうの現場では、このことについては聞かれませんでしたでしょうか。

○議長（松崎浩司） 町田社会教育課長。

○社会教育課長（町田忠彦） 佐々木議員さんのご質問にお答えいたします。著作権法で図書館の撮影が不可になるということというものももちろんありますが、そちらのほうはあくまでも、いわゆる個人が利用するというものに対しては、著作権法は認められておりますので、あくまでもそういったものを、例えば図書館で写真撮影をしたものがネット上に流れるであるとか、そういったものを禁止するものというふうに考えておりますので、個人が利用する部分に関して言うと、著作権は認められると考えております。以上で、ご質問を終わります。

○議長（松崎浩司） 6 番佐々木隆雄君。

○6 番（佐々木隆雄） 県立図書館の図書資料複製申込書というのをいただきました。このなかに注意事項でいくつかあるんですが、三番目のところに、著作権法上の問題が生じた場合は申込者がその責任を負うことになるといふことで、基本的には、著作権者とそれから実際に申込みをした本人との関係になるといふことで、町の図書館が直接それで被害を被るというようなことはならないですといふようなことには間違いはないんですね。答弁のなかにもありましたが、できれば対応もできるようにしていきたいといふふうなことでございました。県立図書館の場合にやはりそういうスペースを取って、なおかつ担当者が監視といふか、しっかりと見てるといふふうなこともしてるようです。これは少し図書館の職員にとってみれば、余分な仕事といふふうなことになろうかと思えますけども、できる限り多くの人に利用されるような図書館を目指してといふことで、撮影ができるような環境を整備していただければといふふうに要望して、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（松崎浩司） 佐々木隆雄君の質問を終わります。以上で、一般質問を終わります。

~~~~~

|        |          |                                 |
|--------|----------|---------------------------------|
| 日程第 6  | 議案第 43 号 | 平成 29 年度砥部町水道事業会計剰余金の処分について     |
| 日程第 7  | 認定第 1 号  | 平成 29 年度砥部町一般会計決算認定について         |
| 日程第 8  | 認定第 2 号  | 平成 29 年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について |
| 日程第 9  | 認定第 3 号  | 平成 29 年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について  |
| 日程第 10 | 認定第 4 号  | 平成 29 年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について   |
| 日程第 11 | 認定第 5 号  | 平成 29 年度砥部町とべの館特別会計決算認定について     |
| 日程第 12 | 認定第 6 号  | 平成 29 年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定について     |
| 日程第 13 | 認定第 7 号  | 平成 29 年度砥部町農業集落排水特別会計決算認定について   |
| 日程第 14 | 認定第 8 号  | 平成 29 年度砥部町浄化槽特別会計決算認定について      |
| 日程第 15 | 認定第 9 号  | 平成 29 年度砥部町公共下水道事業会計決算認定について    |

## 日程第 16 認定第 10 号 平成 29 年度砥部町水道事業会計決算認定について

### (決算特別委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（松崎浩司） 日程第 6、議案第 43 号、平成 29 年度砥部町水道事業会計剰余金の処分について及び日程第 7、認定第 1 号、平成 29 年度砥部町一般会計決算認定についてから日程第 16、認定第 10 号、平成 29 年度砥部町水道事業会計決算認定についてまでの 10 件を一括議題とします。決算特別委員長の報告を求めます。森永決算特別委員長。

○決算特別委員長（森永茂男） 決算特別委員会の審査報告をいたします。平成 30 年第 3 回定例会において、閉会中の継続審査として決算特別委員会に付託されました、議案第 43 号及び認定第 1 号から認定第 10 号までの決算認定に関する 11 件について、審査の結果をご報告申し上げます。去る 9 月 20 日・21 日・25 日の 3 日間、本特別委員会を開催し、平成 29 年度の砥部町各会計の決算について、各担当課から、歳入歳出決算書及び主要施策成果説明書等の資料に基づいて説明を求め、予算執行状況の適否並びにその行政効果等について審査するとともに、平成 29 年度水道事業会計剰余金の処分について審査を行いました。平成 29 年度水道事業剰余金の処分については、当年度未処分利益剰余金 1 億 7,081 万 4,387 円のうち、平成 29 年度において、建設改良分として取り崩した 5,803 万 1,160 円を自己資本金に組み入れることとしております。この処分内容は適当と認められ、よって議案第 43 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。また、29 年度における砥部町の各会計の決算は、予算の議決目的及び施策に基づき、いずれも適正に執行されていると認められ、よって認定第 1 号から認定第 10 号までの 10 件は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。今回の審査において各委員から出された意見・要望等については、十分検討の上、今後の町政運営に反映していただくことを申し添え、委員長報告を終わります。以上です。

○議長（松崎浩司） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。

これから、討論、採決を行います。まず、議案第 43 号、平成 29 年度砥部町水道事業会計剰余金の処分について討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。

よって、議案第 43 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りします。認定第 1 号から認定第 10 号までの 10 件については、一括して討論及び採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 異議なしと認めます。

よって認定第1号から認定第10号までの10件については、一括して討論及び採決を行うことに決定しました。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

採決を行います。認定第1号から認定第10号までの10件に対する委員長の報告は認定です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。

よって 認定第1号から認定第10号までの10件は、委員長の報告のとおり認定されました。以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。本日は、これで散会します。

午前11時46分 散会

平成 30 年第 4 回砥部町議会定例会（第 2 日）会議録

|                                                                 |                                                                                                                            |                                                                                                                              |                                                             |
|-----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 招集年月日                                                           | 平成 30 年 12 月 7 日                                                                                                           |                                                                                                                              |                                                             |
| 招集場所                                                            | 砥部町議会議事堂                                                                                                                   |                                                                                                                              |                                                             |
| 開 会                                                             | 平成 30 年 12 月 7 日 午前 9 時 30 分 議長宣告                                                                                          |                                                                                                                              |                                                             |
| 出席議員                                                            | 1 番 柿本 正<br>4 番 東 勝一<br>7 番 森永茂男<br>10 番 西岡利昌<br>13 番 井上洋一<br>16 番 三谷喜好                                                    | 2 番 佐々木公博<br>5 番 菊池伸二<br>8 番 松崎浩司<br>11 番 政岡洋三郎<br>14 番 中島博志                                                                 | 3 番 原田公夫<br>6 番 佐々木隆雄<br>9 番 大平弘子<br>12 番 山口元之<br>15 番 平岡文男 |
| 欠席議員                                                            | なし                                                                                                                         |                                                                                                                              |                                                             |
| 地方自治法<br>第 121 条第 1<br>項の規定に<br>より説明の<br>ため会議に<br>出席した者<br>の職氏名 | 町 長 佐川秀紀<br>教育長 武智省三<br>企画財政課長 大江章吾<br>戸籍税務課長 富岡 修<br>介護福祉課長 門田伸介<br>建設課長 白形敏明<br>生活環境課長 田中克典<br>会計管理者 門田 巧<br>学校教育課長 門田敬三 | 副町長 上田文雄<br>総務課長 相原清志<br>地域振興課長 岡田洋志<br>保険健康課長 松下寛志<br>子育て支援課長 田邊敏之<br>農林課長 大内 均<br>上下水道課長 西松伸一<br>広田支所長 高橋 桂<br>社会教育課長 町田忠彦 |                                                             |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                              | 議会事務局長 前田正則<br>庶務係長 楠 耕一                                                                                                   |                                                                                                                              |                                                             |
| 傍 聴 者                                                           | 2 人                                                                                                                        |                                                                                                                              |                                                             |

平成 30 年第 4 回砥部町議会定例会議事日程 第 2 日

・開 議

- 日程第 1 報告第 10 号 専決処分第 7 号の報告について（砥部小学校校舎改修工事（外壁・その他）の変更請負契約の締結）
- 日程第 2 議案第 45 号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 3 議案第 46 号 砥部町浄化槽保守点検及び施設管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 47 号 砥部町県営土地改良事業分担金の賦課徴収に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 48 号 砥部町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 49 号 平成 30 年度砥部町一般会計補正予算(第 6 号)
- 日程第 7 議案第 50 号 平成 30 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 8 議案第 51 号 平成 30 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 9 議案第 52 号 平成 30 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 10 議案第 53 号 平成 30 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 11 議案第 54 号 平成 30 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 12 議案第 55 号 平成 30 年度砥部町水道事業会計補正予算(第 2 号)

・散 会

平成 30 年第 4 回砥部町議会定例会

平成 30 年 12 月 7 日（金）

午前 9 時 30 分開議

○議長（松崎浩司） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第 1 報告第 10 号 専決処分第 7 号の報告について（砥部小学校校舎改修工事（外壁・その他）の変更請負契約の締結）
（報告、質疑）

○議長（松崎浩司） 日程第 1、報告第 10 号、専決処分第 7 号の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。門田学校教育課長。

○学校教育課長（門田敬三） お手元に、報告第 10 号及び資料をお願いします。それでは、報告第 10 号についてご説明申し上げます。専決処分第 7 号の報告について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。平成 30 年 12 月 7 日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、別紙の専決第 7 号、専決処分書をご覧ください。平成 30 年 7 月 4 日の第 2 回臨時会で議決をいただきました、砥部小学校校舎改修工事の請負契約について、平成 30 年 10 月 16 日付けで、変更契約を専決処分いたしました。受注者は、株式会社フジコンストラクションです。変更事項は、請負代金額の変更で、変更前の請負代金 4,989 万 6 千円に 449 万 3 千円を増額し、5,438 万 9 千円に変更したものでございます。次のページ、2 ページに工事変更請負契約書の写しを添付しております。3 ページの、専決第 7 号資料の下をご覧ください。変更の理由でございますが、校舎の外壁改修につきまして、設計段階において、地上からの目視により劣化状態を確認し補修範囲等を推計していましたが、施工段階において打診調査を行った結果、補修方法及び補修範囲の変更が生じたため、給排水金具の不要分と併せ変更したものでございます。4 ページをお願いします。工事の主な変更内容は、爆裂補修の数量減、ひび割れ補修の数量減、モルタル浮き補修の数量増、また、軒下などのモルタル落下を防止するためのピンネット工法による補修工事の追加などです。13 項目の変更に伴い、増額変更したものでございます。以上で、報告第 10 号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（松崎浩司） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[「質疑なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。
以上で、報告第 10 号を終わります。

~~~~~

日程第 2 議案第 45 号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について  
（説明、質疑、総務常任委員会付託）

○議長（松崎浩司） 日程第2、議案第45号、砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 議案第45号につきましてご説明を申し上げます。議案書のほうをご覧ください。砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について、砥部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。平成30年12月7日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、議案書10ページ、最終ページをご覧ください。提案理由、平成30年8月10日の人事院勧告並びに平成30年10月10日の愛媛県人事委員会勧告に基づき、町議会議員及び特別職の期末手当の額並びに職員の給与の額を改定するため、提案するものでございます。本条例の主な内容でございますが、平成30年4月1日に遡って、職員の給料表を改定し、また、医師の初任給調整手当の支給限度額を引き上げること、また、平成30年12月1日から職員及び再任用職員の勤勉手当、町議会議員及び町特別職の期末手当について、支給割合を年間100分の5引き上げること、平成31年4月1日から地域手当を受けられる職員の範囲を拡大することなどがございます。このため、砥部町職員の給与に関する条例を含め、三つの条例の一部改正を行っております。では、資料のほう、議案第45号資料1をご覧ください。改正条例第1条関係の、砥部町職員の給与に関する条例の新旧対照表でございます。まず1ページの第18条の3でございますが、医療職給料表の適用を受ける職員の初任給調整手当を500円引き上げるため、同条第1項中41万4,300円を41万4,800円に改めます。平成30年4月1日に遡っての適用となります。次に第19条の4でございますが、勤勉手当についての規定でございます。2ページをご覧ください。同条第2項第1号では、勤勉手当の支給割合を100分の5引き上げるため、100分の90を100分の95に改めます。そして、同項第2号でも、本年12月期の再任用職員の勤勉手当の支給割合を100分の5引き上げるため、100分の42.5を100分の47.5に改めます。その下の、同条第5項では、改正前の条文中、語句が示す部分をより明確にするための文言整理を行っております。内容に変更はございません。以上は、平成30年12月1日からの適用となります。次に、2ページの下段のほうから8ページの上段にかけてでございますが、別表第1は行政職給料表の改定内容でございます。そして、8ページの中段から12ページにかけての別表第2は、医療職給料表の改定内容でございます。いずれも、愛媛県人事委員会の勧告に基づいて給料表の改正を行っております。平成30年4月1日に遡っての適用となります。次に資料の2をご覧ください。改正条例第2条関係の、砥部町職員の給与に関する条例の新旧対照表でございます。1ページの第8条の2でございますが、地域手当についての規定でございます。改正前の規定では、地域手当の支給対象となる職員は医療職給料表の適用を受ける職員だけでしたが、それ以外の職員についても適用することができるように、所要の改正を行うものでございます。平成31年4月1日からの適用となります。次に、第19条でございますが、期末手当についての規定でございます。同条第2項で再任用職員以外の職員の、平成31年度以降の6月期、12月期に支給する期末手当の支給割合について、それぞれ100分の130とするための所要の改正を行っております。2ページをご覧ください。裏のページをご覧ください。同条第3項では、再任用職員についても同様に、平成31年度以降の6月期と12月期の支給割合を、それぞれ100分の72.5とするための所要の改正を行っております。次に、第19条の4でございますが、勤勉手当についての規定でございます。同条第2項の第1号と第2号に

おきまして、平成 31 年度以降の 6 月期、12 月期の勤勉手当の額について改正を行っております。第 1 号では、再任用職員以外の職員の支給割合を 100 分の 95 から 100 分の 92.5 に改めております。第 2 号では、再任用職員の支給割合を 100 分の 47.5 から 100 分の 45 に改めております。続きまして、資料の 3 から 6 まででございますが、これは改正条例の第 3 条から第 6 条についての資料でございますが、これらの内容といたしましては、町議会議員及び町の特別職の期末手当の支給割合について、人事院勧告に伴う国の指定職の期末勤勉手当率の改正にならって改正をするものでございます。まず、資料の 3 をご覧ください。改正条例第 3 条関係の砥部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の新旧対照表でございます。本年 12 月期の町議会議員の期末手当の支給割合を 100 分の 5 引き上げるため、100 分の 172.5 を 100 分の 177.5 に改めます。次に、資料の 4 をご覧ください。改正条例第 4 条関係の砥部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の新旧対照表でございますが、これは、平成 31 年度以降の町議会議員の期末手当の支給割合を、6 月期、12 月期とも 100 分の 167.5 とするための所要の改正を行っております。その後の資料 5、資料 6 につきましては、砥部町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の新旧対照表でございますが、町の特別職の期末手当につきましても、先ほどの町議会議員の期末手当と同様の改正を行うものでございます。それでは、議案書のほうにお戻りください。議案書の 9 ページの下段のほうでございますが、附則といたしまして、第 1 項で、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条及び第 6 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行するものとしております。第 2 項では適用日について、そして、次のページの 10 ページの第 3 項では、給与の内払についてそれぞれ規定を行っております。以上で、議案第 45 号の説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松崎浩司） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。6 番佐々木隆雄君。

○6 番（佐々木隆雄） タイトルがですね、砥部町職員の給与に関する条例等というふうなことから始まっているんですが、提案理由のところは、町議会議員及び特別職の期末手当の額並びに職員の給与の額をというふうなことで、少しタイトルとですね、提案理由との整合性が、ややないんじゃないかなという、これ文言の使い方だと思うんですけども。そのへん少し表現を変えられたらいかがでしょうか。

○議長（松崎浩司） 相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 佐々木議員さんのご質問にお答えします。今回の、砥部町職員の給与に関する条例等ということで、三つの条例の改正を行っておるわけでございますが、そのなかで、町議会議員さん、町の特別職、そして町職員という三つの種類の職員の給与の改定を行っております。その提案理由の順番のことでございますが、おそらく並びがどうなのかということではございますが、特段そのあたりは私共、意識をしておりませんでした。並びと内容につきまして、さほど影響はないものと思いますので、以後検討させてもらったらと思います。

○議長（松崎浩司） 6 番佐々木隆雄君。

○6 番（佐々木隆雄） このニュアンスがですね、議員やら町長をあげてついでに職員をね、みたいな穿った見方をすればそういうふうなことにもなるんじゃないかなというふうなこと

で、タイトルがもともとこういう職員の給与ということから始まっているので、その順番を考えたらどうかということだったんですが。

○議長（松崎浩司） 佐々木議員、答弁ありますか。

○6番（佐々木隆雄） いえ、構いません。

○議長（松崎浩司） 佐々木議員の提案も今後に活かしていただければと思います。

ほかに質疑はありますか。

[「質疑なし」]

○議長（松崎浩司） 質疑を終わります。

お諮りします。議案第45号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 異議なしと認めます。

よって議案第45号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第3 議案第46号 砥部町浄化槽保守点検及び施設管理に関する条例の一部改正 について

(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（松崎浩司） 日程第3、議案第46号、砥部町浄化槽保守点検及び施設管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。田中生活環境課長。

○生活環境課長（田中克典） それでは、議案第46号をご準備していただけたらと思えます。議案第46号、砥部町浄化槽保守点検及び施設管理に関する条例の一部改正についてご説明いたします。砥部町浄化槽保守点検及び施設管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成30年12月7日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由といたしまして、天神区が管理しております大南ニュータウンの汚水処理施設を、町が維持管理する地域集中合併浄化槽とするため、提案するものでございます。議案第46号の資料の新旧対照表をご覧ください。別表第1の、富士集中浄化槽の項の前に、施設の名称、天神集中合併浄化槽、位置、砥部町大南1124番地、処理区域を天神区を加えるものでございます。議案書に戻っていただき、附則でございしますが、この条例は、平成31年4月1日から施行するものとしたします。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松崎浩司） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。13番井上洋一君。

○13番（井上洋一） この提案理由そのものに問題はないと思えますが、当時、砥部町が合併当時に、他の地区の合併浄化槽についても、当時、砥部町が管理をするということで決まったんだと理解しておりますが、当時、天神区は入っておりませんでして、財政的に今現在どのようになっているのでしょうか。

○議長（松崎浩司） 田中生活環境課長。

○生活環境課長（田中克典） 井上議員のご質問の趣旨でございますけれども、経済的に成り立つかどうかということだと思っておりますが、今の現状でいきますと、天神区の処理浄化槽につきましては、地区のほうで保守点検料を集めていただいて、それを町の浄化槽系のほうに点検を入れとるという状況でございます。今の状況につきましては問題なく維持管理をしてられとるといようなことでございますので、問題はないものと思っております。

○議長（松崎浩司） 13番井上洋一君。

○13番（井上洋一） 概算的にはわかるんですが、要は財政的に今現在、天神区がどの程度、概算でいいです、積み立てていらっしゃるかということをお聞きしているんです。

○議長（松崎浩司） 田中生活環境課長。

○生活環境課長（田中克典） 失礼いたしました。井上議員のお答えをいたします。修繕積立金でございますけれども、2,857万円程度積立てとるということでございます。以上でございます。

○議長（松崎浩司） 井上議員それでよろしいですか。13番井上洋一君。

○13番（井上洋一） これで大体、砥部町内のこういう集中合併浄化槽の関係は終わりでしょうか。まだほかの地区でこういうことがありうるのでしょうか。

○議長（松崎浩司） 田中生活環境課長。

○生活環境課長（田中克典） 井上議員さんのご質問にお答えいたします。今、残っておるという浄化槽は、さかえの合併処理浄化槽が残っております。今後、それもありえるというふうに思っております。

○議長（松崎浩司） ほかに質疑はありませんか。

[「質疑なし」]

○議長（松崎浩司） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第46号は、産業建設常任委員会に付託することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 異議なしと認めます。

よって議案第46号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第4 議案第47号 砥部町県営土地改良事業分担金の賦課徴収に関する条例の一部改正について

（説明、質疑、産業建設常任委員会付託）

○議長（松崎浩司） 日程第4、議案第47号、砥部町県営土地改良事業分担金の賦課徴収に関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。白形建設課長。

○建設課長（白形敏明） それでは、お手元に議案第47号をお願いします。議案第47号、砥部町県営土地改良事業分担金の賦課徴収に関する条例の一部改正について説明させていた

だきます。砥部町県営土地改良事業分担金の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。平成30年12月7日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、3ページをお願いします。土地改良法の一部改正により、県営土地改良事業に関する農地を目的外用途に供した者に対し、特別徴収金を徴収することができることとなったため、所要の規定の改正について提案するものでございます。改正の主な内容は、土地改良事業法の一部改正により、土地改良事業計画の告示の日から、工事完了公告の8年後までに、農地を目的外用途に供した者に対して、制裁金としてその面積に応じた額の特別徴収金を徴収できることと、その条項を追加したことにより条ずれが生じたため、所要の改正を行うものでございます。議案第47号資料、新旧対照表をご覧ください。分担金に徴収金が増えたことで、条例の題名を、砥部町県営土地改良事業分担金等の賦課徴収に関する条例に改め、1ページから3ページにございます第6条の特別徴収金の項目を加え、3ページの第6条を第7条に、4ページの第7条を第8条に改めるものでございます。議案第47号にお戻りください。2ページをお願いします。最下段、附則といたしまして、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松崎浩司） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 新しく徴収できるということでございますが、試算として、仮に今の段階で、いくらぐらいの該当者がある予定でございますか。

○議長（松崎浩司） 白形建設課長。

○建設課長（白形敏明） 三谷議員さんのご質問にお答えします。これにつきましては31年度から施行するというので、そののちに、事業公告から始まりまして、完了報告後8年後までに目的外使用したということでございますので、今のところその該当者はございません。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松崎浩司） ほかに質疑はありますか。

[「質疑なし」]

○議長（松崎浩司） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第47号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 異議なしと認めます。

よって議案第47号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第5 議案第48号 砥部町道路占用料徴収条例の一部改正について

（説明、質疑、産業建設常任委員会付託）

○議長（松崎浩司） 日程第5、議案第48号、砥部町道路占用料徴収条例の一部改正につ

いてを議題とします。提案理由の説明を求めます。白形建設課長。

○建設課長（白形敏明） お手元に議案第 48 号をお願いします。議案第 48 号、砥部町道路占用料徴収条例の一部改正について説明させていただきます。砥部町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものがございます。平成 30 年 12 月 7 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、道路法施行令の改正により条ずれが生じたため、所要の規定の改正について提案するものがございます。議案第 48 号の資料、新旧対照表をご覧ください。第 4 条中、第 37 条第 1 項を第 36 条第 1 項に改めるものがございます。これは、道路法施行令第 36 条が削除されたことに伴う条ずれでございます。議案第 48 号にお戻りください。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものがございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松崎浩司） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[「質疑なし」]

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 48 号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 異議なしと認めます。

よって議案第 48 号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第 6 議案第 49 号 平成 30 年度砥部町一般会計補正予算(第 6 号)

日程第 7 議案第 50 号 平成 30 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)

日程第 8 議案第 51 号 平成 30 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)

日程第 9 議案第 52 号 平成 30 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)

日程第 10 議案第 53 号 平成 30 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算(第 2 号)

日程第 11 議案第 54 号 平成 30 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算(第 2 号)

日程第 12 議案第 55 号 平成 30 年度砥部町水道事業会計補正予算(第 2 号)

(説明、質疑、所管常任委員会付託)

○議長（松崎浩司） 日程第 6、議案第 49 号、平成 30 年度砥部町一般会計補正予算第 6 号から、日程第 12、議案第 55 号、平成 30 年度砥部町水道事業会計補正予算第 2 号までの 7 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） それでは、補正予算につきましてご説明をさせていただきます。私からは、議案第 49 号の一般会計補正予算から、議案第 53 号の浄化槽特別会計につきましてご説明をさせていただきます。まずはじめ、一般会計からご説明をさせていただきます。お手元をお願いいたします。1 ページをお開きいただけますでしょうか。議案第 49 号、平成 30 年度砥部町一般会計補正予算第 6 号、平成 30 年度砥部町の一般会計補正予算第 6 号は、次に定めるところによる。第 1 条、歳入歳出予算補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 億 5,503 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

99億3,132万7千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条、債務負担行為補正、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。第3条、地方債補正、地方債の変更は、第3表地方債補正による。平成30年12月7日提出、砥部町長佐川秀紀。まず、歳出でございます。3ページをお開きいただけますでしょうか。主なものにつきまして、ご説明をさせていただきます。まず全体を通しまして、人事院勧告等によりまして人件費の補正を行っております。まず議会費でございますが、36万円を追加いたしまして1億806万7千円とするものでございます。これにつきましては、人件費の補正でございます。2款総務費でございますが、1,687万1千円を追加いたしまして9億1,275万7千円とするものでございます。人件費補正のほか、ふるさと納税返礼品116万円の追加、また、愛媛県議会議員選挙の事務費344万1千円の追加などがございます。3款民生費でございますが、9,659万8千円を追加いたしまして41億1,916万9千円とするものでございます。人件費補正のほか、1項社会福祉費では、障害福祉サービス、障害児通所支援に関する扶助費等の経費4,211万2千円の追加や、総合福祉センターの建設に関する経費407万2千円の追加、2項児童福祉費では、愛育幼稚園への新築工事費に対する補助金1,490万円の追加、また、児童手当1,280万円の追加などがございます。4款衛生費でございますが、559万8千円を追加いたしまして6億9,276万5千円とするものでございます。人件費補正のほか、美化センターの燃料費731万9千円を追加するものでございます。6款農林水産業費でございますが、222万4千円を追加いたしまして2億6,914万5千円とするものでございます。人件費補正のほか、7月豪雨で被災いたしました農業用の機械や、施設の復旧に必要な経費に対する補助金184万8千円の追加などがございます。7款商工費でございますが、7,704万円追加いたしまして2億9,942万4千円とするものでございます。人件費補正のほか、伝統産業会裏の駐車場に関する用地購入費などの関係経費7,581万5千円を追加いたしました。8款土木費でございますが、1,221万9千円追加いたしまして6億7,034万1千円といたしました。人件費補正のほか、八瀬区の側溝柵の改修に対する公共下水道事業会計への負担金300万円、また、総津の危険空き家の代執行による解体工事費217万2千円の追加などがございます。9款消防費でございますが、211万6千円を追加いたしまして5億425万4千円とするものでございます。8月から9月にかけての台風の災害対応業務に係る人件費の追加補正でございます。10款教育費でございますが、575万1千円を追加いたしまして13億6,353万3千円とするものでございます。人件費補正のほか、学校生活支援員の賃金112万6千円の追加や、中央公民館の工事の遅延に関連いたしまして、中央公民館の施設管理経費36万9千円などを追加するものでございます。11款災害復旧費でございますが、3億3,626万2千円を追加いたしまして3億9,456万2千円とするものでございます。公共土木施設につきまして、測量調査設計委託料300万円、そして、工事費2億円の追加などがございます。農業用施設につきましては、測量調査設計委託料200万円、そして、工事費1億2千万円の追加、林業用施設につきましては、工事費1,069万9千円の追加でございます。歳出につきましては以上でございます。続きまして、歳入でございますが、その左隣2ページをご覧くださいと思います。

負担金 1,276 万 6 千円、国庫支出金 2 億 7,195 万 7 千円、県支出金 878 万 7 千円、寄附金 680 万円、繰入金 7,481 万 9 千円、繰越金 7,156 万 2 千円、諸収入 414 万 8 千円、そして、町債 1 億 420 万円でございます。続きまして、5 ページをお願いいたします。債務負担行為の補正でございます。これにつきましては 2 件でございます。まず、一つ目でございますが、改元に伴う基幹系システム、これは電算システムでございますが、その改修委託料に対する債務負担といたしまして、31 年度に限度額 324 万円、二つ目は、県議会議員選挙期日前投票所事務委託料に対する債務負担といたしまして、31 年度に 114 万 9 千円を設定するものでございます。6 ページをお願いいたします。地方債の補正でございます。災害復旧事業につきまして、1 億 420 万円追加をいたしまして 1 億 9,370 万円とするものでございます。一般会計につきましては以上でございます。続きまして、特別会計でございますが、国民健康保険事業特別会計につきましてご説明をさせていただきます。補正予算書をお手元をお願いいたします。1 ページをお願いいたします。議案第 50 号、平成 30 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号、平成 30 年度砥部町の国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号は、次に定めるところによる。第 1 条、歳入歳出予算補正、事業勘定は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,459 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23 億 8,110 万 2 千円とする。直営診療施設勘定は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 120 万 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,592 万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。平成 30 年 12 月 7 日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、3 ページをお願いいたします。まず、事業勘定の歳出でございますが、1 款総務費では、国民健康保険システム改修委託料 27 万円の追加でございます。3 款国民健康保険事業費納付金では財源組替を行っております。7 款諸支出金では、国庫負担金等の返還金 4,336 万 7 千円の追加などがございます。2 ページをお願いいたします。歳入でございますが、5 款繰入金といたしまして、一般会計からの繰入金 205 万と、繰越金 4,254 万 7 千円を充てるものでございます。次に 5 ページをお願いいたします。直営診療施設勘定でございます。まず、1 款総務費で人件費を 120 万 8 千円を減額をいたしました。歳入でございます。4 ページをご覧くださいと思います。8 款繰入金で、一般会計からの繰入金を 120 万 8 千円減額をいたします。国民健康保険事業特別会計につきましては以上でございます。続きまして、後期高齢者医療特別会計につきましてご説明をさせていただきます。補正予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第 51 号、平成 30 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号、平成 30 年度砥部町の後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号は、次に定めるところによる。第 1 条、歳入歳出予算補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 35 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 7,918 万 2 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。平成 30 年 12 月 7 日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、3 ページをお願いいたします。歳出でございます。1 款の総務費でございますが、35 万 2 千円の追加につきましては、パソコンの購入費でございます。2 ページ

をお願いいたします。歳入でございますが、一般会計からの繰入金 35 万 2 千円を充てるものでございます。後期高齢者医療特別会計につきましては以上でございます。続きまして、介護保険事業特別会計につきましてご説明をさせていただきます。補正予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第 52 号、平成 30 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 2 号、平成 30 年度砥部町の介護保険事業特別会計補正予算第 2 号は、次に定めるところによる。第 1 条、保険事業勘定は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 30 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22 億 3,831 万 8 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。平成 30 年 12 月 7 日提出、砥部町長佐川秀紀。3 ページをお願いいたします。保険事業勘定の歳出でございますが 30 万 1 千円の追加でございます。これは人件費の補正でございます。2 ページ、歳入でございますが、国・県支出金、支払基金交付金、繰入金を充てております。介護保険事業特別会計につきましては以上でございます。続きまして、浄化槽特別会計につきましてご説明をさせていただきます。1 ページをお願いいたします。議案第 53 号、平成 30 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第 2 号、平成 30 年度砥部町の浄化槽特別会計補正予算第 2 号は、次に定めるところによる。第 1 条、歳入歳出予算補正、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 304 万 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,967 万 3 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。平成 30 年 12 月 7 日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、3 ページをお開きください。歳出でございます。304 万 8 千円の減額でございます。これにつきましては、人件費の補正で減額補正でございます。2 ページ、歳入でございますが、繰越金を 304 万 8 千円減額するものでございます。浄化槽特別会計につきましては以上でございます。以上で、一般会計補正予算から浄化槽特別会計の補正予算までの説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（松崎浩司） 西松上下水道課長。

○上下水道課（西松伸一） 引き続きまして、議案第 54 号、第 55 号についてご説明申し上げます。まず、議案第 54 号からお願いいたします。平成 30 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第 2 号についてご説明申し上げます。1 ページをお開きください。第 1 条、平成 30 年度砥部町公共下水道事業会計の補正予算第 2 号は、次に定めるところによる。第 2 条、平成 30 年度砥部町公共下水道事業会計予算第 2 条に定めた業務の予定量を次のように改める。4、主要な建設改良事業、管渠整備を 300 万円増額し 4 億 4,019 万 2 千円とするものです。第 3 条、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。まず、収入でございますが、1 款 1 項営業収益を、62 万 8 千円増額し 8,099 万 1 千円とし、収入合計を 2 億 9,894 万 6 千円とするものでございます。要因は、人件費の他会計負担分の増額によるものです。次に支出でございますが、1 款 1 項営業費用を、23 万 5 千円増額し 2 億 7,308 万 6 千円とし、支出合計を 2 億 7,946 万 6 千円とするものでございます。要因ですが、収益的職員の企業会計によるものです。次に、第 4 条、予算第 4 条本文括弧書

中、不足する額1億2,698万7千円を不足する額1億2,718万6千円に、過年度分損益勘定留保資金1億751万7千円を過年度分損益勘定留保資金1億771万6千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。まず収入でございますが、1款5項他会計負担金を300万円増額し1千万円とし、収入合計を4億5,046万8千円とするものでございます。要因は、舗装工事等に伴う他会計負担金の増額によるものです。次に支出でございますが、1款1項建設改良費で319万9千円増額し4億6,970万円とし、支出合計を5億7,765万4千円とするものです。要因は、下水道整備に伴う道路舗装補修工事の施工箇所増加によるものと、資本的職員の給与改定に伴う人件費の増額によるものです。第5条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改めるものでございます。職員給与費を43万4千円増額し5,430万6千円とするものです。平成30年12月7日提出、砥部町長佐川秀紀。続きまして、議案第55号をお願いいたします。平成30年度砥部町水道事業会計補正予算第2号についてご説明いたします。1ページをお開きください。第1条、平成30年度砥部町水道事業会計の補正予算第2号は、次に定めるところによる。第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正するものでございます。1款1項営業費用を184万5千円増額し3億122万5千円とし、支出合計を3億3,330万円とするものでございます。要因は、水道管布設替時などの原状復旧費の増額と、収益的職員の給与改定と人件費の増額によるものです。次に第3条、予算第4条本文括弧書中、不足する額1億5,152万1千円を不足する額1億5,231万9千円に改め、過年度分損益勘定留保資金1億4,236万7千円を過年度分損益勘定留保資金1億4,316万5千円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。1款1項建設改良費を79万8千円増額し3億327万9千円とし、支出合計を4億381万9千円とするものでございます。要因は、資本的職員の給与改定と人件費の増額によるものです。次に第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改めるものでございます。職員給与費を81万5千円増額し4,631万9千円とするものでございます。平成30年12月7日提出、砥部町長佐川秀紀。以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松崎浩司） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 一般会計のページ25ページ、財産管理のところでお尋ねをしたいと思います。記念碑の移転でございますが72万2千円と計上しておりますけれど、これどういうものか、庁舎前に置くものですか。ロケーションに関係しますので、大体図面はできとるから予算を計上したと思うんですが、その図面は分かれば提示していただきたいなと思います。

○議長（松崎浩司） 相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 三谷議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。今現在、真砂土を置いて仮置きをしておるのはご存知と思いますが、周りの部分は土が流れ出るような部分もございますし、あと、今ある路側の部分を削って、外観上綺麗な形にするということで、周りを青石といいますかそういったもので囲って、中は真砂土、その上を芝生で覆うような、ちょっと簡単な説明でございますが、そういうふうな予定でございます。

○議長（松崎浩司） 16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） やっぱりこういうふうに予算計上して検討したときには、ある程度のロケーションも考えますので、やっぱり図面ぐらい提示していただいて、これがこれぐらいかかるんだと、とか安いとか高いとかいうことの検討もできようと思いますので、今後、こういう議案がありましたらご参考にしていただいて提示していただいたらと思います。以上。

○議長（松崎浩司） ほかに質疑はありませんか。6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 災害復旧関係なんですけど、この概要のほうでですね、9ページ、10ページ、11ページとそれぞれ箇所と事業費の金額が出ております。最後のほうにそれぞれ地図も出されておりますが、特に公共土木施設については、国の災害査定後に変更となる可能性もありますというふうなことで表現されておりますが、これだけの箇所の工事ももちろん同時にできるわけではないと思いますし、今言いましたように、国の査定後になるというふうなことも表現されておりますが、おおざっぱに、これだけの箇所を全部終了しましたというふうな期間というのがどれぐらい見込まれるのか。それから、やはり町民生活との関係で優先される場所があるかと思うんですね。それについては、できる限り早くということになるんだろうと思うんですけども、具体的にいつぐらいから取りかかれるのか、この2点についてお尋ねします。

○議長（松崎浩司） 白形建設課長。

○建設課長（白形敏明） 佐々木隆雄議員さんのご質問にお答えします。まず期間につきましては、今現在、公共土木施設につきましては査定中でございます。来週、最後の査定がありまして、それをもって災害査定申請額が決定されることとなります。そののちにですね、年は明けるとは思いますけれども、今度は実施設計に金額を控えて入札をできる設計書を作成します。入札はもちろんのことですが今年度内を予定して、早期発注に努めたいと思っております。すなわち、この2億円の工事請負費を平成30年度にできる可能性は、ないに等しいと考えられますので、これにつきましては3月の議会において繰越明許をいただいて、もう一年かけまして、工期といたしましては、県等の発注工事、それから今の手持ち工事を考えましても4月以降、一年間かかるのではないかと考えております。それから、箇所なんですけど、これにつきましては豪雨災害による被災箇所は、件数で38件ございます。そのうち、25件を今回お願いしております。なぜすべてできないかと申しますと、やはり業者さんの手持ち工事の量、それから施工の量等を勘案して、繰り越しをしても、一年間でできる量はこれぐらいであろうと見込んでの発注でございます。この2億円につきましては、災害査定申請額の概ね3分の2でございます。それから、農業用施設の災害復旧につきましては、これはすべて今年度中に発注をしまして、またこれにつきましても一年間をかけて工事を施工することになる計画でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松崎浩司） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 町民がですね、今、非常に不便になってるんだというふうな事例はないんでしょうか。早急に手当てをしないとイケないというふうなところですか。

○議長（松崎浩司） 白形建設課長。

○建設課長（白形敏明） 佐々木隆雄議員さんのご質問にお答えします。町民の皆様にご不便を感じさせておる、通行に支障のある案件がございます。それらについては、地域性、交通量、それから果樹等の生産性を考慮して、早期完成に努めるように今回予算で提案をさせていただいております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松崎浩司） 佐々木議員よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。10番面岡利昌君。

○10番（面岡利昌） 全般的に言えることだと思うんですけど、最後の水道事業で、今、国会でも問題になっとるんですけど、人件費も上がっていくんだというふうに。ほかのいろいろな事情も上がっていくんだと思うんですが。これはやっぱり長期的にはどういうふうにご考えられておられるのかお聞きをお願いしたい。水道事業の人件費が上がるって前々、言ったわいね。そういうんで、人口減ったりしたら、あまり経費が上がったんでは困るんじゃないかなと。長期的にはどういうふうな考えを持っておられるか。中長期的に。

○議長（松崎浩司） 今後の水道料金の、長期的な値上げについてということよろしいですか。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまの面岡議員さんのご質問にお答えいたします。水道事業の今回の補正予算につきましては、人事院勧告による人件費の高騰というふうなことで、今現在は、水道事業会計は料金収入で賄っておるというふうなことで、第8次拡張が今回終わりました。次に、耐震性の問題とかで、配水池のやり替えとかこういったことが出てまいります。そういったところに費用がたくさんかかりますと、将来的には、料金の改定というふうなことが出てきますけれども、そういった折には、議員の皆様方とも十分、協議をさせていただきたいというふうなことで、現在のところは水道会計につきましては、健全な運営ができておるというふうにご感じております。

○議長（松崎浩司） 面岡議員よろしいですか。はい。他に質疑はありませんか。  
[「質疑なし」]

○議長（松崎浩司） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第49号から議案第55号までの7件については、所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 異議なしと認めます。

よって 議案第49号から議案第55号までの7件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。各常任委員会に付託しました議案の審査報告については、12月14日の本会議でお願いします。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。本日は、これで散会します。

午前10時32分 散会

## 平成30年第4回砥部町議会定例会（第3日）会議録

|                                                              |                                                                                                                            |                                                                                                                              |                                                             |
|--------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 招集年月日                                                        | 平成30年12月14日                                                                                                                |                                                                                                                              |                                                             |
| 招集場所                                                         | 砥部町議会議事堂                                                                                                                   |                                                                                                                              |                                                             |
| 開 会                                                          | 平成30年12月14日 午前9時30分 議長宣告                                                                                                   |                                                                                                                              |                                                             |
| 出席議員                                                         | 1 番 柿本 正<br>4 番 東 勝一<br>7 番 森永茂男<br>10 番 西岡利昌<br>13 番 井上洋一<br>16 番 三谷喜好                                                    | 2 番 佐々木公博<br>5 番 菊池伸二<br>8 番 松崎浩司<br>11 番 政岡洋三郎<br>14 番 中島博志                                                                 | 3 番 原田公夫<br>6 番 佐々木隆雄<br>9 番 大平弘子<br>12 番 山口元之<br>15 番 平岡文男 |
| 欠席議員                                                         | なし                                                                                                                         |                                                                                                                              |                                                             |
| 地方自治法<br>第121条第1<br>項の規定に<br>より説明の<br>ため会議に<br>出席した者<br>の職氏名 | 町 長 佐川秀紀<br>教育長 武智省三<br>企画財政課長 大江章吾<br>戸籍税務課長 富岡 修<br>介護福祉課長 門田伸介<br>建設課長 白形敏明<br>生活環境課長 田中克典<br>会計管理者 門田 巧<br>学校教育課長 門田敬三 | 副町長 上田文雄<br>総務課長 相原清志<br>地域振興課長 岡田洋志<br>保険健康課長 松下寛志<br>子育て支援課長 田邊敏之<br>農林課長 大内 均<br>上下水道課長 西松伸一<br>広田支所長 高橋 桂<br>社会教育課長 町田忠彦 |                                                             |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                           | 議会事務局長 前田正則<br>庶務係長 楠 耕一                                                                                                   |                                                                                                                              |                                                             |
| 傍 聴 者                                                        | 1人                                                                                                                         |                                                                                                                              |                                                             |

平成 30 年第 4 回砥部町議会定例会議事日程 第 3 日

・開 議

- 日程第 1 議案第 45 号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 2 議案第 46 号 砥部町浄化槽保守点検及び施設管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第 47 号 砥部町県営土地改良事業分担金の賦課徴収に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 48 号 砥部町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 49 号 平成 30 年度砥部町一般会計補正予算(第 6 号)
- 日程第 6 議案第 50 号 平成 30 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 7 議案第 51 号 平成 30 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 8 議案第 52 号 平成 30 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 9 議案第 53 号 平成 30 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 10 議案第 54 号 平成 30 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 11 議案第 55 号 平成 30 年度砥部町水道事業会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 12 請願第 2 号 主要農作物種子法の復活を求める請願
- 日程第 13 議員派遣

・閉 会

平成 30 年第 4 回砥部町議会定例会  
平成 30 年 12 月 14 日（金）  
午前 9 時 30 分開議

○議長（松崎浩司） ただいまから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第 1 議案第 45 号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について
（総務常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（松崎浩司） 日程第 1、議案第 45 号、砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。平岡総務常任委員長。

○総務常任委員長（平岡文男） 総務常任委員会に付託されました議案第 45 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 45 号、砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告に従い、職員の給与の額並びに議会議員及び特別職の期末手当の額を改定するため改正などを行うもので、その内容は、医療職の職員の初任給調整手当の支給限度額を 41 万 4,300 円から 500 円引き上げ、41 万 4,800 円に改めること。一般職及び再任用職員の勤勉手当を、平成 30 年 12 月 1 日から 0.05 カ月分引き上げ、平成 31 年 4 月 1 日からは 6 月期・12 月期ともに期末手当を同率にすること。給料表の額を引き上げること。民間賃金の高い地域に勤務する職員に手当を支給できるよう、地域手当の支給要件を拡大すること。議会議員及び特別職の期末手当を、平成 30 年 12 月 1 日から 0.05 カ月分引き上げ、平成 31 年 4 月 1 日からは 6 月期・12 月期ともに同率にすることです。このため、砥部町職員の給与に関する条例、砥部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、砥部町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の 3 条例の一部を改正を行っております。附則においては、この条例は、公布の日から施行することとし、条例の規定の一部につきましては、別に施行日及び適用日を定めております。さらに、給与の内払いについて規定しております。この改正内容は適正と認められ、よって、議案第 45 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。以上です。

○議長（松崎浩司） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」〕

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 45 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 2 議案第 46 号 砥部町浄化槽保守点検及び施設管理に関する条例の一部改正  
について

（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（松崎浩司） 日程第 2、議案第 46 号、砥部町浄化槽保守点検及び施設管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（山口元之） 産業建設常任委員会に付託されました、議案第 46 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 46 号、砥部町浄化槽保守点検及び施設管理に関する条例の一部改正については、天神区が管理している大南ニュータウン汚水処理施設を町の管理とするため所要の改正を行うもので、別表に施設の名称、天神集中合併浄化槽、位置、砥部町大南 1124 番地、処理区域、天神区を加えるものです。附則において、この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行するとしています。この改正内容は適正と認められ、よって議案第 46 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（松崎浩司） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 46 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 3 議案第 47 号 砥部町県営土地改良事業分担金の賦課徴収に関する条例の一部
改正について

（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（松崎浩司） 日程第 3、議案第 47 号、砥部町県営土地改良事業分担金の賦課徴収に関する条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（山口元之） 産業建設常任委員会に付託されました、議案第 47 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 47 号、砥部町県営土地改良事業分担金の賦課徴収に関する条例の一部改正については、土地改良法の一部改正により、県営土地改良事業に関する農地を目的外用途に供した者に対し、特別徴収金を徴収することができることとなったため、所要の改正を行うもので、その改正内容は、平成 31 年度から県営土地改良事業の制裁金を現行の分担金から特別徴収金に変更するもので、条例の題名を、砥部町県営土地改良事業分担金等の賦課徴収に関する条例と改正し、特別徴収金の条項を加え、土地改良事業計画の公告日から工事完了公告の 8 年後までに農地を目的外用途に供した者等に対して制裁金として、その面積に応じた額の特別徴収金を徴収できるとしています。また、この条項の追加により条ずれが生じたため所要の改正を行っています。附則において、この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行するとしています。この改正内容は適正と認められ、よって、議案第 47 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（松崎浩司） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 47 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第 4 議案第 48 号 砥部町道路占用料徴収条例の一部改正について

（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（松崎浩司） 日程第 4、議案第 48 号、砥部町道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（山口元之） 産業建設常任委員会に付託されました議案第 48 号について審査の結果をご報告申し上げます。議案第 48 号、砥部町道路占用料徴収条例の一部改正については、道路法施行令の改正により、引用条文に条ずれが生じたため、所要の改正を行うもので、その改正内容は、第 4 条第 1 項中、第 37 条第 1 項とあるのを第 36 条第 1 項に改めるものです。附則において、この条例は、公布の日から施行するとしています。この改正内容は適正と認められ、よって、議案第 48 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（松崎浩司） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 48 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 5 議案第 49 号 平成 30 年度砥部町一般会計補正予算(第 6 号)

日程第 6 議案第 50 号 平成 30 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)

日程第 7 議案第 51 号 平成 30 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)

日程第 8 議案第 52 号 平成 30 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)

日程第 9 議案第 53 号 平成 30 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算(第 2 号)

日程第 10 議案第 54 号 平成 30 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算(第 2 号)

日程第 11 議案第 55 号 平成 30 年度砥部町水道事業会計補正予算(第 2 号)

(所管常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（松崎浩司） 日程第 5、議案第 49 号、平成 30 年度砥部町一般会計補正予算第 6 号から、日程第 11、議案第 55 号、平成 30 年度砥部町水道事業会計補正予算第 2 号までの 7 件を一括議題とします。委員長の報告を求めます。面岡厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（面岡利昌） 厚生文教常任委員会に付託されました、補正予算 4 件について、審査の結果をご報告申し上げます。はじめに、議案第 49 号、平成 30 年度砥部町一般会計補正予算第 6 号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、民生費、社会福祉費関係では、障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用が増加したため、扶助費等の関係経費を 4,211 万 2 千円追加しています。この財源として、国・県支出金を 3,141 万 3 千円充てています。国民健康保険の保険料軽減額の増加等に伴い、国民健康保険事業特別会計の事業勘定への繰出金を 205 万円追加しています。この財源として、国・県支出金を 103 万 2 千円充てています。後期高齢者医療制度の健康診査受診者が増加したため、県国保連合会負担金を 122 万 8 千円追加しています。全額、広域連合受託事業収入で賄っています。重度心身障害者医療助成事業の利用者が増加したため、扶助費を 214 万円追加しています。この財源として、県支出金を 96 万 3 千円充てています。仮称ではありますが、総合福祉センターの建設に係る関係経費を 407 万 2 千円追加しています。次に児童福祉費関係では、認定こども園愛育幼稚園新築工事に対して、施設整備交付金を 1,490 万円追加しています。この財源として、

国・県支出金を1,340万8千円充てています。児童手当の支給額の増加が見込まれるため、扶助費を1,280万円追加しています。この財源として、国・県支出金を1,132万8千円充てています。ひとり親家庭医療費助成事業の利用者が増加したため、扶助費を182万8千円追加しています。この財源として、県支出金を91万4千円充てています。乳幼児医療費助成事業の利用が増加したため、扶助費を430万8千円追加しています。この財源として、県支出金を172万3千円充てています。砥部こども園の倉庫建築等に係る関係経費を858万6千円追加しています。次に教育費、中学校費関係では、学校生活支援員を1人増員するため、賃金を112万6千円追加しています。以上のほか、人件費などの補正がなされています。次に、議案第50号、平成30年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号は、事業勘定では、歳入歳出それぞれ4,459万7千円の追加補正で、歳出の主なものは、療養給付費等負担金や、高額医療費共同事業負担金等の実績に基づく精算により、平成29年度の国・県負担金等の超過交付分を返還するため、償還金を4,336万7千円追加しています。また、国民健康保険事業費納付金では、一般会計からの繰入金の確定により、財源の組み替えを行っています。直営診療施設勘定では、歳入歳出それぞれ120万8千円の減額補正で、人件費を減額しています。次に、議案第51号、平成30年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ35万2千円の追加補正で、その内容は、窓口で使用しているパソコンを更新するため、備品購入費を追加しています。全額、一般会計からの繰入金で賄っています。次に、議案第52号、平成30年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ30万1千円の追加補正で、人件費のみ追加をしています。いずれも適正な補正と認められ、よって、議案第49号、第50号、第51号及び第52号の4議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（松崎浩司） 山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（山口元之） 産業建設常任委員会に付託されました、補正予算4件について、審査の結果をご報告申し上げます。はじめに、議案第49号、平成30年度砥部町一般会計補正予算第6号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、総務費、総務管理費関係では、ふるさと応援寄附金の増加及びANAふるさと納税ポータルサイトを導入するため、ふるさと納税推進の関係経費を176万6千円追加しており、全額、寄附金で賄っています。衛生費、清掃費関係では、灯油価格の高騰により、美化センターの燃料費に不足が見込まれるため、需用費を731万9千円追加しています。農林水産業費、農業費関係では、7月豪雨により被災した農業用機械や施設の修繕等及び農地に流入した土砂の撤去に補助を行うため、補助金を191万8千円追加しています。この財源として、県支出金を147万1千円充てています。商工費関係では県窯業技術センターが移転することに伴い、来客用の駐車場を整備するため、関係経費を7,581万5千円追加しています。土木費、道路橋りょう費関係では、道路台帳に2路線を追加補正するため、委託料を105万円追加、八瀬区の公共下水道工事に伴う道路管理者負担金を300万円追加しています。住宅費関係では、危険な空き家を略式代執行により解体するため、工事請負費を217万2千円追加しています。災害復旧費、公共土木

施設災害復旧費関係では、7月豪雨により被災した道路施設等の復旧工事に伴う関係経費を2億356万3千円追加しています。この財源として、国庫支出金を1億3,340万円、災害復旧事業債を6,960万円充てています。農林水産業施設災害復旧費関係では、7月豪雨により被災した農地・農業用施設の復旧工事に伴う関係経費を1億2,200万円追加しています。この財源として、国庫支出金を7,150万円、災害復旧事業債を3,360万円、地元負担金を1,250万円充てています。また、林業用施設の復旧工事に伴う関係経費を1,069万9千円追加しています。この財源として、国庫支出金を989万9千円、災害復旧事業債を100万円充てています。以上のほか、人件費などの補正がなされています。次に、議案第53号、平成30年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ304万8千円の減額補正で、その内容は、9月から12月までの4か月間、職員1名を西予市へ派遣したことによる人件費の減額でございます。次に、議案第54号、平成30年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第2号は、主要な建設改良事業、管渠整備を300万円追加し、4億4,019万2千円に改めています。収益的収入及び支出の予定額を、収入では62万8千円追加し2億9,894万6千円に、支出では23万5千円追加し2億7,946万6千円に改めています。支出の内容は、人件費のみの追加でございます。また、資本的収入及び支出の予定額を、収入では300万円追加し4億5,046万8千円に、支出では319万9千円追加し5億7,765万4千円に改めています。支出の内容は、人件費を19万9千円、舗装補修工事箇所の増加に伴い、工事請負費を300万円追加しています。また、職員給与費を43万4千円追加し5,430万6千円に改めています。次に、議案第55号、平成30年度砥部町水道事業会計補正予算第2号は、収益的支出の予定額を、184万5千円追加し、3億3,330万円に改めています。支出の内容は、人件費を64万5千円、路面復旧費を120万円追加しています。また、資本的支出の予定額を79万8千円追加し4億381万9千円としています。支出の内容は人件費のみの追加でございます。また、職員給与費を81万5千円追加し4,631万9千円に改めています。いずれも適正な補正と認められ、よって、議案第49号、第53号、第54号及び第55号の4議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（松崎浩司） 平岡総務常任委員長。

○総務常任委員長（平岡文男） 総務常任委員会に付託されました補正予算、審査の結果をご報告申し上げます。議案第49号、平成30年度砥部町一般会計補正予算第6号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、総務費、総務管理費関係では、庁舎駐車場に移設した、念ずれば花ひらく百番碑の台座を整備するために、工事請負費を72万2千円を追加しております。また、松山圏域連携事業の一環として、圏域にある大学及び専門学校の1年生を、砥部町と久万高原町内にある文化施設に無料招待するための事業経費を24万6千円追加しております。この財源として、県支出金6万9千円、諸収入を10万8千円充てております。選挙費関係では、県議会議員選挙の期日前投票等の事務費を344万1千円追加しております。全額、県支出金で賄っております。消防費関係では、災害対応業務に係る人件費を211万6千円追加しています。全額、災害対策費用保険金で賄っております。以上のほか、人件費などの補正がなされております。次に、歳入につきましては、負担金を1,276万6千円増額、国

庫支出金を2億7,195万7千円増額、県支出金を878万7千円増額、寄附金を680万円増額、繰入金を7,481万9千円増額、繰越金を7,156万2千円増額、諸収入を414万8千円増額しております。また、地方債補正では、災害復旧事業債を1億4,200万円を増額をしております。次に、債務負担行為補正につきましては、改元に伴う基幹系システム改修委託料に対する債務負担とし、期間は平成31年度で、限度額は324万円でございます。また、県議会議員選挙期日前投票所事務委託料に対する債務負担といたしまして、期間は平成31年度で、限度額は114万9千円の2件の設定を行っております。以上、補正内容は適正と認められ、よって、議案第49号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。すみません。災害復旧事業費を、私、1億4,200万円と言いましたが、これは、1億420万円の誤りでございました。訂正をいたします。

○議長（松崎浩司） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。

討論及び採決は、1件ごとに行います。

議案第49号、平成30年度砥部町一般会計補正予算第6号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

議案第49号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第49号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第50号、平成30年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

議案第50号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第50号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第51号、平成30年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

議案第51号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定

することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 51 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 52 号、平成 30 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 2 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

議案第 52 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 52 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 53 号、平成 30 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第 2 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

議案第 53 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 53 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 54 号、平成 30 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第 2 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

議案第 54 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 54 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 55 号、平成 30 年度砥部町水道事業会計補正予算第 2 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

議案第 55 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 55 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

## 日程第 12 請願第 2 号 主要農作物種子法の復活を求める請願

(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（松崎浩司） 日程第 12、請願第 2 号、主要農作物種子法の復活を求める請願を議題とします。委員長の報告を求めます。山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（山口元之） 産業建設常任委員会に付託されました、請願第 2 号、主要農作物種子法の復活を求める請願について、審査の結果をご報告申し上げます。請願事項は、主要農作物種子法を復活させることを政府に強く働きかけることとあります。協議において、種子法は 4 月 1 日に廃止となっているが、廃止によってどのような影響があるか調査するため継続審査とすべき。また、各県の要綱等によって、請願で懸念されている内容は、ある程度確保されているのではないかと思うが、なお調査を要するため継続審査がよい、との意見があり、採決の結果、請願第 2 号は、継続審査とすべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（松崎浩司） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 討論なしと認めます。

採決を行います。請願第 2 号に対する委員長の報告は、継続審査です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（松崎浩司） 全員起立です。ご着席ください。

よって請願第 2 号は、継続審査とすることに決定しました。

~~~~~

日程第 13 議員派遣

○議長（松崎浩司） 日程第 13、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。団体からの要請等による議会とまちづくりを語る会の派遣期間、派遣場所、派遣議員等については、議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 異議なしと認めます。

よって議員派遣については、ただいま申し上げましたとおり決定しました。

お諮りします。各委員長より閉会中の継続調査の申し出がありましたので、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会にそれぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松崎浩司） 異議なしと認めます。

よって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。会議を閉じます。町長、挨拶をお願いいたします。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様には、12月6日から本日までの9日間にわたり、連日、終始熱心にご審議を賜り、全議案をご議決くださいましたことに対しまして、心からお礼を申し上げます。会期中に承りました様々なご提言、そしてご指導、ご指摘いただきましたことは、これからの町政運営並びに行政事務遂行に反映してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様の一層のご支援をよろしくお願い申し上げます。今年も余すところ2週間あまりとなりました。議員の皆様におかれましては、年の瀬に向かい、益々お忙しくなるものと思われませんが、くれぐれもお体をご自愛いただき、希望に満ちた新年を迎えられますようご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。1年間本当にありがとうございました。

○議長（松崎浩司） 以上をもちまして、平成30年第4回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時13分

地方自治法第 123 条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員